

# 神山町公共施設等総合管理計画



大埜地住宅

平成 28 年 3 月

令和 4 年 3 月(改訂)

徳島県 神山町



## 目次

第1章	はじめに.....	1
第1節	問題意識、背景.....	1
第2節	計画目的.....	2
第3節	計画対象施設の範囲(普通地方公共団体の財産より).....	3
第2章	神山町の現状と課題.....	4
第1節	町の概要.....	4
第2節	将来人口の推計と展望.....	5
第3節	産業.....	8
第4節	財政状況.....	9
第3章	公共施設等の現状及び将来の見通し.....	12
第1節	対象施設及び施設整備状況.....	12
第2節	更新費用推計.....	21
第4章	公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針.....	25
第1節	計画期間.....	25
第2節	基本方針について.....	25
第3節	維持管理方針.....	25
第4節	全体目標.....	33
第5節	中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み.....	34
第5章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	35
第1節	建物系公共施設.....	36
第2節	土木系公共施設.....	55
第3節	企業会計施設.....	57
第6章	おわりに.....	59
第1節	本計画のまとめ.....	59
第2節	今後の課題.....	59



# 第1章 はじめに

## 第1節 問題意識、背景

わが国においては、高度経済成長期から急激な人口増加と社会変化を受け、公共施設の整備が進められてきた。その当時から建設された公共施設の建築年数が30年以上経過し、老朽化による大規模改修や修繕、建て替えが急務となっている。加えて、高速道路のトンネルの天井板崩落事故をはじめとする老朽化問題が各地で報告されており、老朽化対策が大きな社会問題となっている。一方、近年の日本経済は低迷しており、財政の危機的な状況が続いている。また、高齢化社会に伴う社会保障費の増加や生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等が推測され、厳しい財政状況が続くと思われる。

地方公共団体においても、少子高齢社会の進展、高度情報化時代の到来など社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様にご満足いただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっている。

本町においてもその例外ではなく、老朽化した施設が数多く存在している。これらを維持管理していくためにかかる毎年の経費や、老朽化に伴い必要となる建替えや改修の経費は、今後の町の財政にとって、かなり大きな負担となることが予想される。また、少子高齢化の進行といった社会環境の変化も視野に入れつつ、施設の統廃合や機能転換なども含め、公共施設の適正配置と有効活用について、早急に検討を進めることが求められている。

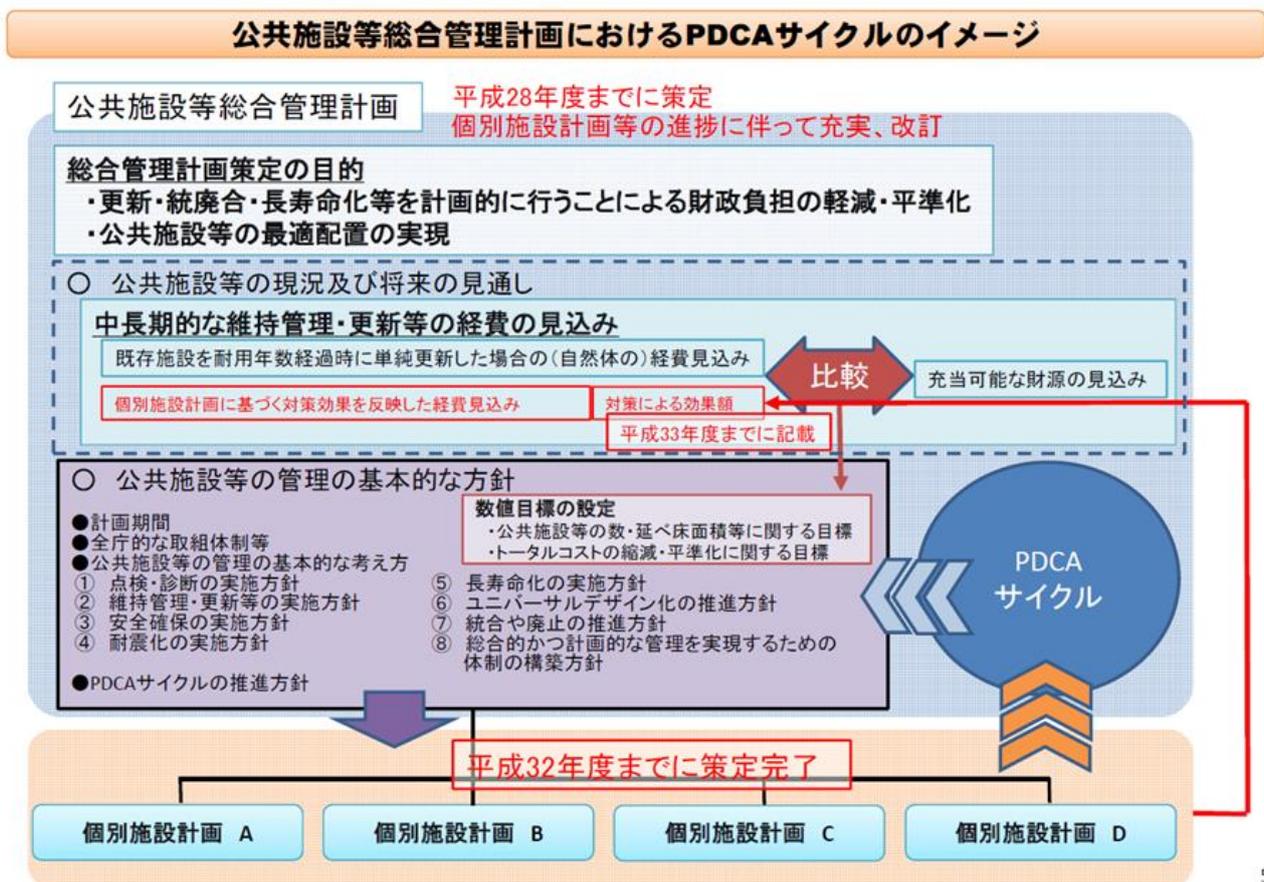
この状況の下、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（2013年6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、2013年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定を要請された。

本町でも、これらの課題に対して重要な取組みと捉え、当計画書において、これからの施設のあり方を検討する上での素材となるように取りまとめを行った。今後は、住民の皆様や議会のみならず、ご意見いただきながら、本町の施設の将来あるべき姿について、共に考えていきたいと考えている。

## 第2節 計画目的

公共施設等総合管理計画(以下:本計画)は、関連計画の公共施設面の取り組みに対する横断的な指針を提示するものとする。新たな施策や計画書策定にあたって、これらの関連計画に基づき包括的な連携を図っていく。なお、総務省から、各種個別施設計画の策定後に本計画を見直しが求められており、本村に関しても以下のPDCAサイクルの考え方に準じて、本計画を更新した。

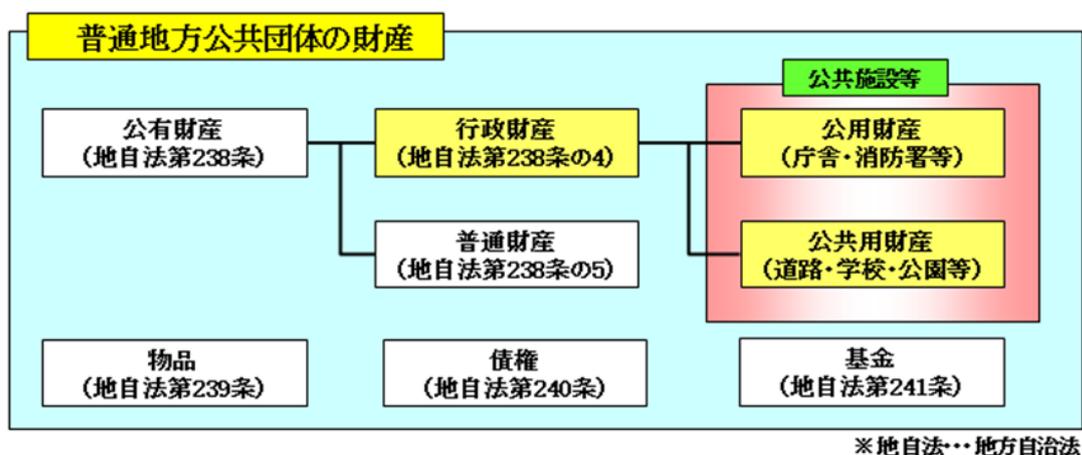
図表 1-1:本計画におけるPDCAサイクルのイメージ(総務省資料より)



### 第3節 計画対象施設の範囲(普通地方公共団体の財産より)

本計画における対象施設は、本町が保有し又は借り上げている全施設を対象とする。分野としては、建物系公共施設(町民文化系・社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、保健福祉系施設、庁舎、消防施設、公営住宅等)、土木系公共施設(道路・橋りょう)、企業会計施設(上水道)が対象となる。また、これらは図表 1-2 で示しているように、公用財産、公共用財産に属しているものとする。

図表 1-2:普通地方公共団体の財産



## 第2章 神山町の現状と課題

### 第1節 町の概要<sup>1</sup>

本町は、徳島県東部の名西郡(神山町、石井町)に属し、町内の東側(広野地区)は県都徳島市、石井町と接している。本庁の役場と徳島市役所とは車で約45分という位置にある。

町面積は、徳島県内24市町村の中で9番目に大きい173.30km<sup>2</sup>、町の中央を東西に横断する鮎喰川上中流域に農地と集落が点在し、その周囲を町域の約86%を占める300~1,500m級の山々が囲んでいる。山林は植林された杉、檜が多いものの、ミツバツツジやシャクナゲなどの自然植生群落もみられる。町の南西部の柴小屋自然林や最高峰雲早山の頂上付近に広がるブナ、カエデ類の高木、ヒメシャラなどの自然林は、清流鮎喰川の源となっている。

年平均気温は14℃前後、年間降水量は2,100mm前後となっており、季節によって寒暖の差が大きく、地区によっては冬に数センチの積雪がある。



<sup>1</sup> 神山町 HP より(<http://www.town.kamiyama.lg.jp/office/soumu/gyousei/topography.html>)

## 第2節 将来人口の推計と展望

### ■ 町人口に関して(概要)<sup>2</sup> ■

2015年に策定された創生戦略は2060年の推計人口を一つの手がかりとして、将来世代がこのまちで暮らすことを選択できる状況をつくるための施策群を設定した。推進のために一般社団法人神山つなぐ公社を設立し、多くの住民や民間機関との協働で進めている。

長期的な視点を持ちつつ、足元の取組をより明らかにするため、これからの5年間(2021年度～2025年度)を本戦略の第2期と捉えた。第1期(2016年度～2020年度)の取組や世界的な新型コロナウイルスの蔓延など社会情勢の変化から見えてきたことをもとに第2期の施策群を検討し、設定した。

2期を考えるに当たり、創生戦略が手がかりとしている、人口について改めて確認した。神山町の人口は急速な減少傾向にあり、近年の転入者の増加をもって、今後20年ほどで自治体としての維持が難しくなる見通しが、第1期の策定作業を通じて浮き彫りとなっている。

この地域の将来世代が基本的な生活基盤においても、子どもたちの教育環境においても、環境保全の観点からも「神山らしさ」を享受しながら暮らし続けるために、2060年時点で3,000人を下回らない人口を維持し、かつ小中学校の各学級人数が20名以上を保つ均衡状態に入る人口推計を長期の目標として設定した。

試算では、推計人口を実現するためには、子どもを含み1年当たり44人の転入がいる。

将来人口は結果であり目的化するものではないが、まちを健全な状態に保つための必須条件として重きを置き戦略を進める。

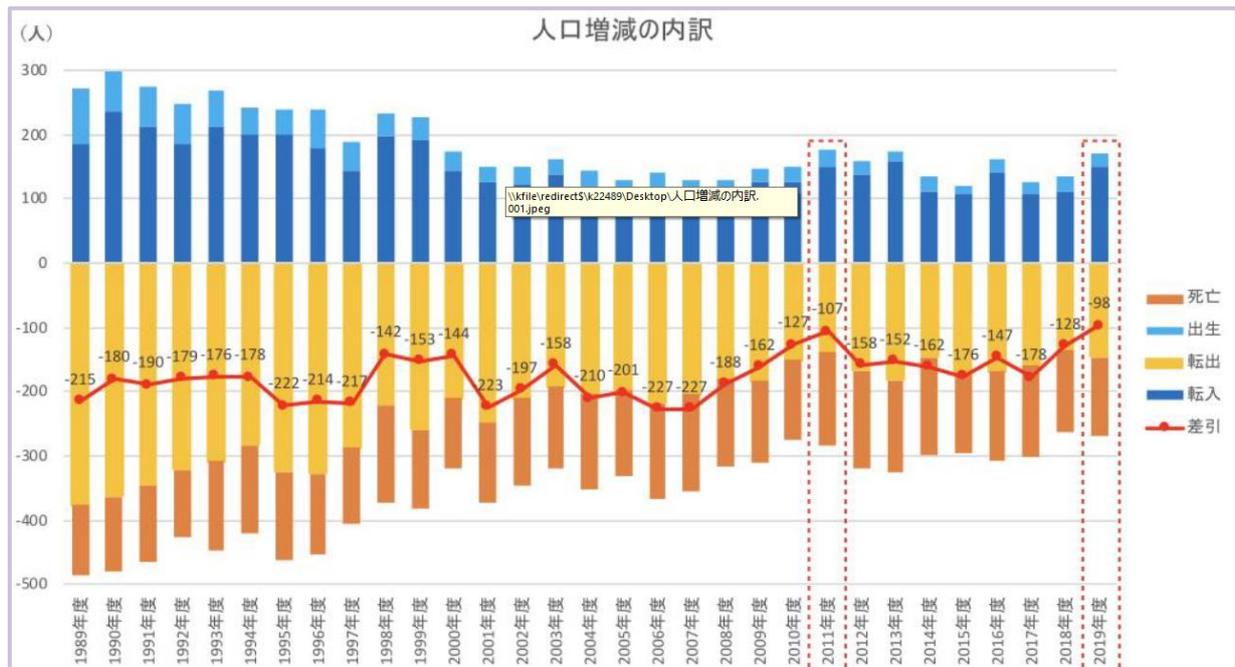
<sup>2</sup> 「神山町創生戦略、人口ビジョン まちを将来世代につなぐプロジェクト V2.0(2020年12月25日)」3頁より引用

## 第2章 神山町の現状と課題

### ■ 人口増減の内訳<sup>3</sup> ■

ここ10年間の人口増減の平均を住民基本台帳で詳しくみると、1年当たりの出生数は19.9人、死亡数は137.0人であり、差し引きした自然動態はマイナス117.1人である。一方、転入数は130.5人、転出数は156.8人で、差し引きした社会動態はマイナス26.3人年である。合計すると毎年143.4人が減っていることになる。この値は総人口の2.8%にあたる。

図表 2-1: 神山町の将来人口



近年、社会動態は回復傾向にある。移住交流支援センターを開設した2007年頃から転入者数は著しく伸び、2011年には社会増減がプラス12人、第1期策定後4年経過した2019年にはプラス4人と増加に転じた年もある。

<sup>3</sup> 「神山町創生戦略、人口ビジョン まちを将来世代につなぐプロジェクト V2.0(2020年12月25日)」61～62頁より引用

図表 2-2: 神山町の将来人口目標<sup>4</sup>



2020年の人口 5,173 人から 2025 年の人口 4,663 人にたどり着くためには、人口の減少を 1 年あたり 102 人にとどめることが必要であり、過去 5 年(2015 年～2019 年)の実績値を参考に、目標を毎年社会増 11 人とする。

<sup>4</sup> 「神山町創生戦略、人口ビジョン まちを将来世代につなぐプロジェクト V2.0(2020 年 12 月 25 日)」5 頁より引用

### 第3節 産業

図表 2-3:産業構造の比較(2006年と2017年)<sup>5</sup>

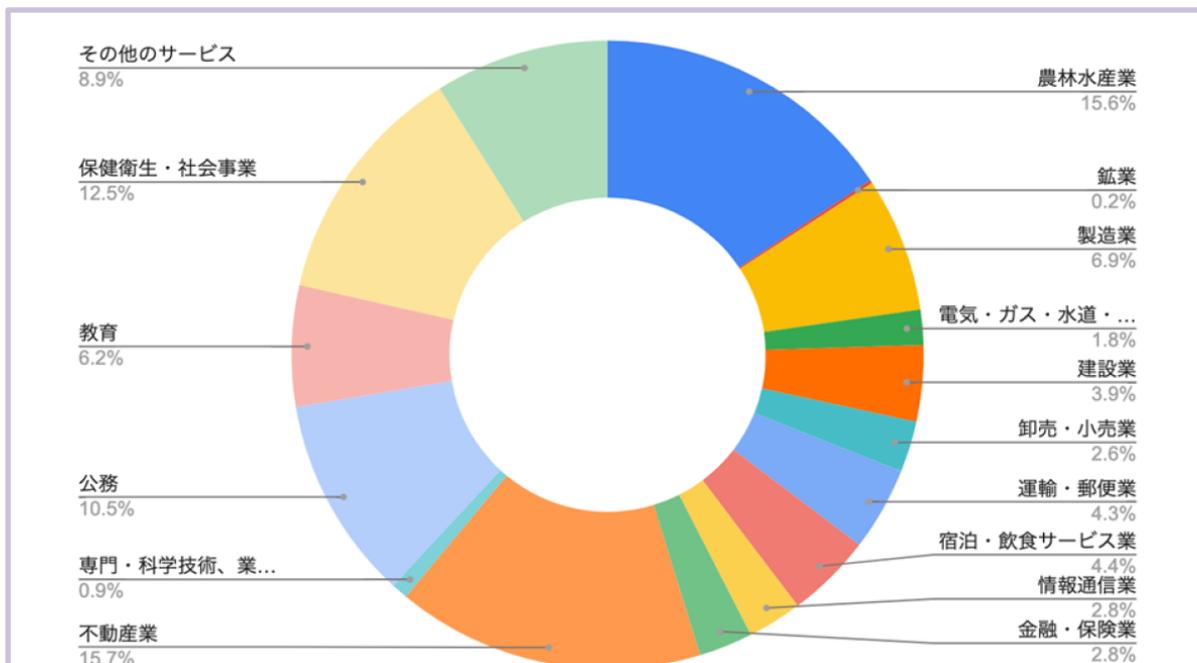


図4 本町における産業構造 (2006年)

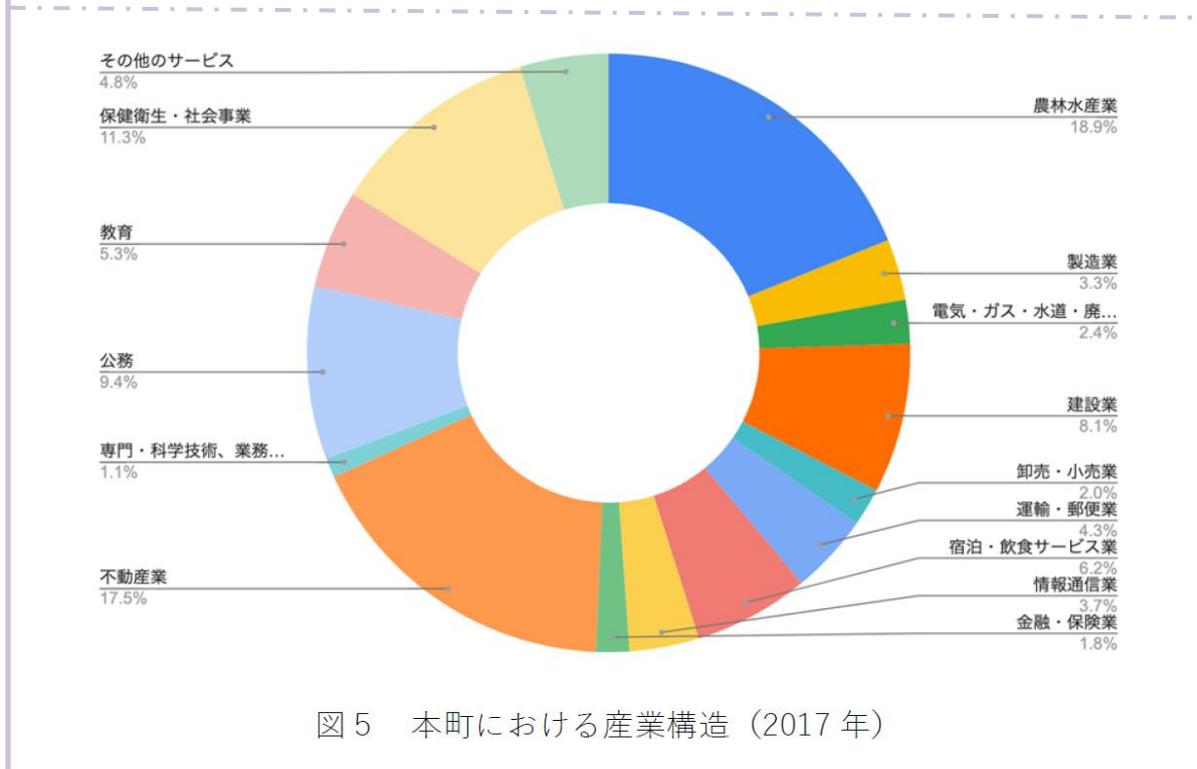


図5 本町における産業構造 (2017年)

<sup>5</sup> 「神山町創生戦略、人口ビジョン まちを将来世代につなぐプロジェクト V2.0(2020年12月25日)」73頁より引用

## 第4節 財政状況

本町では、行政運営の効率化、施策の重点化、財政基盤の健全化に努めてきた。具体的には、町の事務経費の削減、町職員数と各種報酬の見直しによる人件費の削減、学校給食調理等業務の完全民間委託、各種公共施設への指定管理者制度の導入などに取り組んできた。また、徳島東部広域市町村圏協議会、徳島東部地域市町村懇話会、阿北環境整備組合(し尿処理)、名西消防組合(消防)による広域行政を進めており、事務事業の効率化と行政サービスの充実を図っている。

2019(令和元)年度決算の状況より、神山町の将来負担比率(将来負担するべき債務残高の、標準財政規模に対する比率)は0(%)と徳島県平均21.0%を大きく下回り、地方債残高の減少が見受けられる。これは、類似団体<sup>6</sup>96団体の内1位である。しかしながら、町の財政力を示す財政力指数<sup>7</sup>は0.22(県内24自治体数17位)であり、また、類似団体の内55位ということから、財政基盤が決して強いとは言えず、今後とも、行政改革、定員管理を徹底し、行政効率を図るとともに、活力あるまちづくりを展開しつつ財政の健全化を図っていく。次頁より、本町における財政状況を、図表2-4に歳入決算額の推移、図表2-5に歳出決算額の推移として示す。

歳入では、依然、地方交付税の割合が高くなっており、2020(令和元)年度には、歳入総額に占める割合が36.9%となっている。一方で歳出では、投資的経費(23.3%)、補助費等(15.8%)、物件費(15.1%)の順に割合が大きくなっている。投資的経費は、大埜地住宅や神山中学校の整備、補助金等は新型コロナウイルス対策に用いたものが挙げられる。

しかしながら、今後、人口減少に伴い地方税収入の減額が見込まれることから、歳入に係る地方交付税や国庫支出金などの依存財源の割合が増すことが考えられる。また、高齢化社会の進行による社会保障費の支出が歳出に占める割合が高くなることも予想される。以上に加え、先述のとおり、多くの公共施設が全国的に見ても高度経済成長期に整備されており、本町も例外ではない。今後の公共施設等の更新(建替え)や維持管理に対しての財源配分を適正に行うことが必要になる。

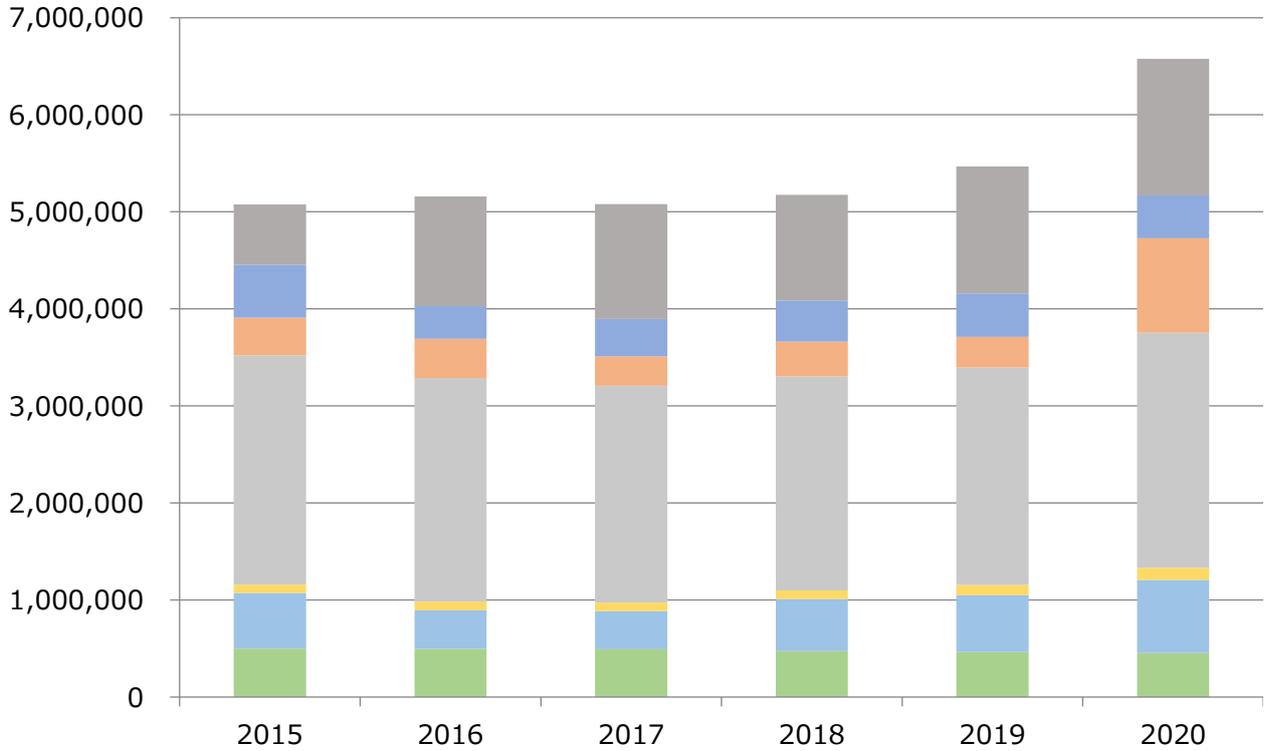
<sup>6</sup> 人口と産業構造(産業別就業人口の比率)によって、市町村を分類し、同じ分類となった全国の市町村のグループ。

<sup>7</sup> 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高い(1.0に近い)ほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

◆ 歳入

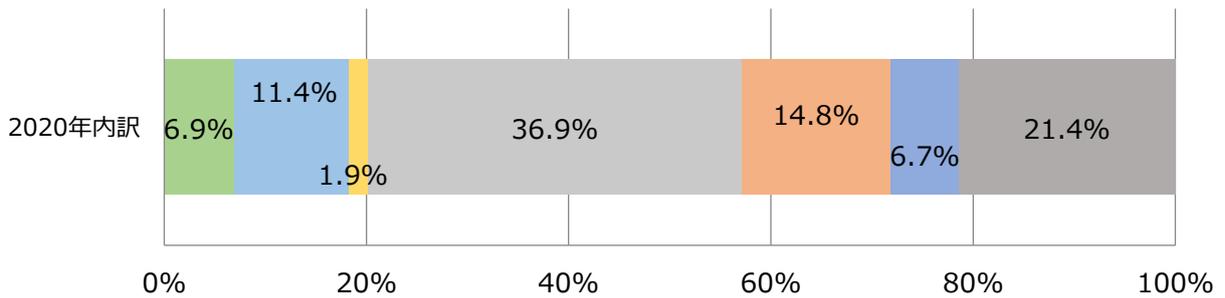
図表 2-4 年度別歳入決算額の推移

単位:千円



その他
  都道府県支出金
  国庫支出金
  地方交付税

地方譲与税
  地方債
  地方税

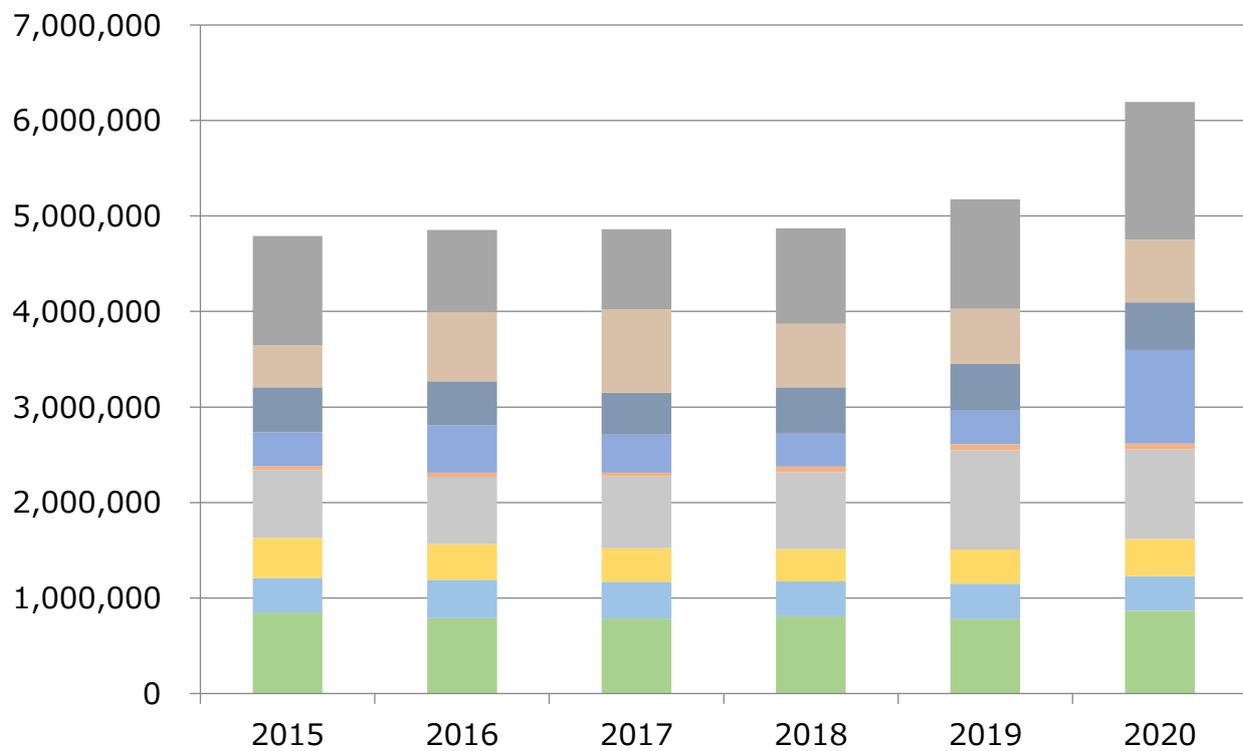


地方税
  地方債
  地方譲与税
  地方交付税
  国庫支出金
  都道府県支出金
  その他

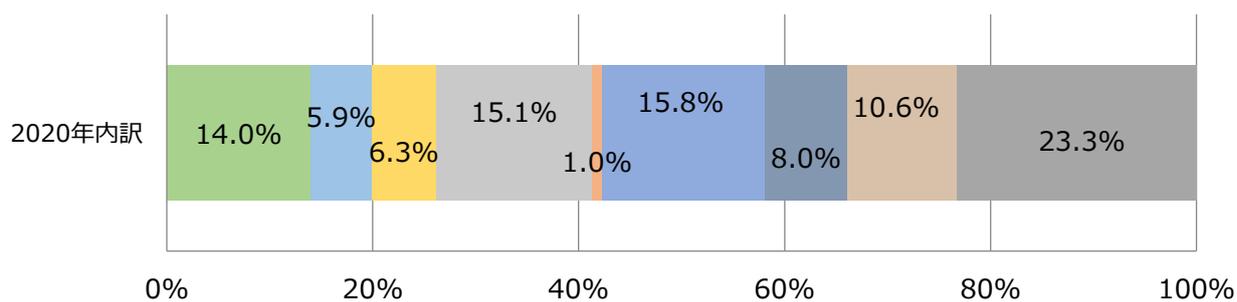
◆ 歳出

図表 2-5 年度別歳出決算額の推移

単位:千円



- 投資的経費
- 積立金、投資及び出資金・貸付金
- 繰出金
- 補助費等
- 維持補修費
- 物件費
- 公債費
- 扶助費
- 人件費



- 人件費
- 扶助費
- 公債費
- 物件費
- 維持補修費
- 補助費等
- 繰出金
- 積立金、投資及び出資金・貸付金
- 投資的経費

## 第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

### 第1節 対象施設及び施設整備状況

公共施設等総合管理計画では、本町が対象とするすべての公共施設を、建物系公共施設(ハコモノ)、インフラに該当する、土木系公共施設、企業会計施設の3つの類型に区分する。また、それら3区分をさらに機能別に分類し整理を行う。施設分類(機能別分類)は、図表3-1に従って行った。

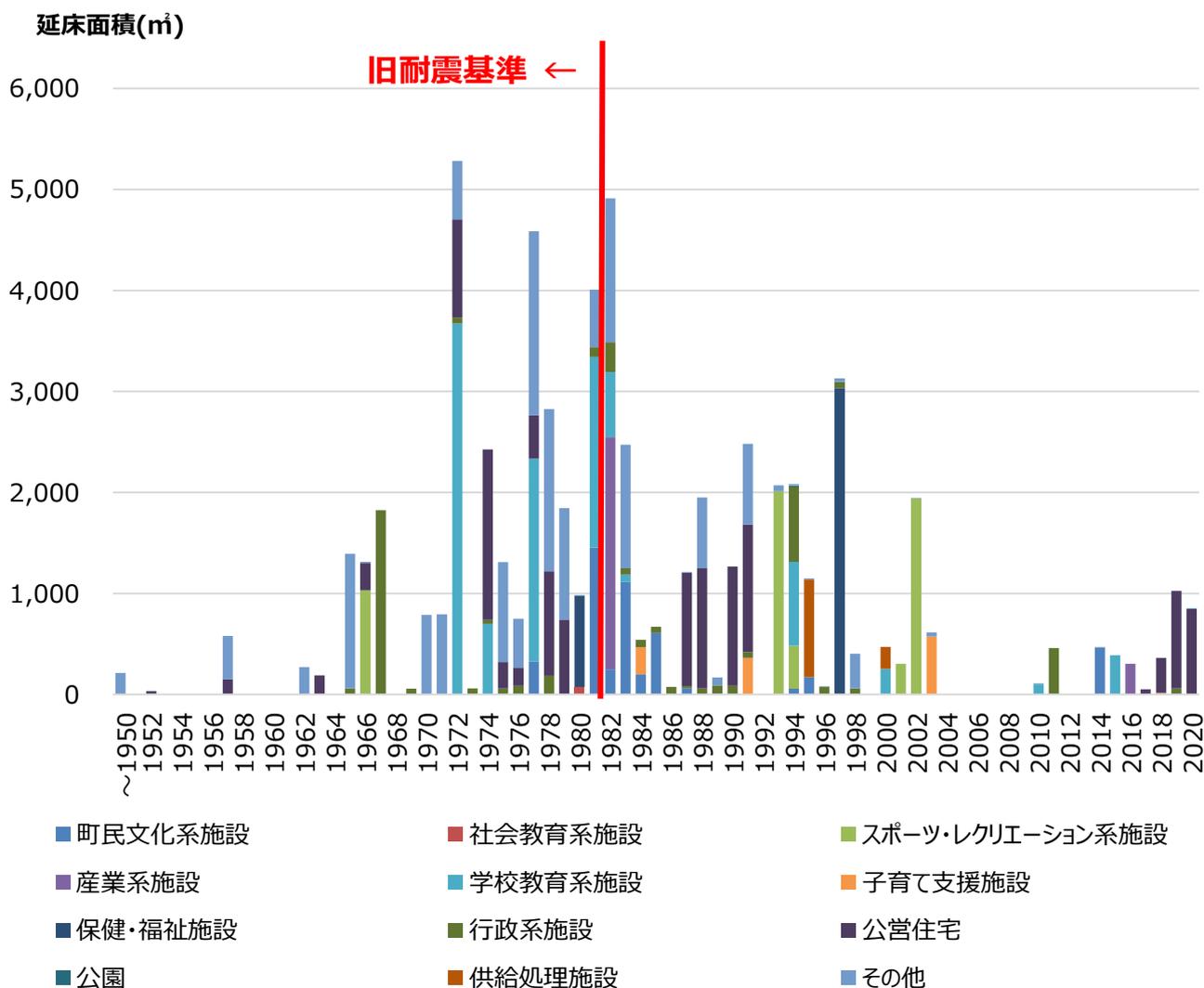
図表 3-1:対象とする施設分類(機能別分類)

区分	類型	種別	主な施設(例)	
建物系 公共施設	町民文化系施設	集会施設	集会所・公民館	
	社会教育系施設	博物館等	神通発電所資料館	
	スポーツ・ レクリエーション系施設	スポーツ施設		町民体育館
		レクリエーション施設・ 観光施設		道の駅
		保養施設		神山温泉
	産業系施設	産業系施設	農村環境改善センター	
	学校教育系施設	学校	小学校・中学校	
	子育て支援施設	幼児・児童施設		すだちっこくらぶ
		幼稚園・保育園・こども園		保育所
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	神山町養護老人ホーム	
	行政系施設	庁舎等		役場・支所
		消防施設		消防分団
		その他行政系施設		神山・佐那河内地域情報センター
	公営住宅	公営住宅	町営住宅	
	公園	公園	農村ふれあい公園	
供給処理施設	供給処理施設	一般廃棄物処理施設		
その他	その他	その他		
土木系 公共施設	道路	道路	町道・農道・林道	
		橋りょう	橋りょう	
企業会計 施設	簡易水道施設	簡易水道施設	浄水処理場 配水池	

◆ 建物系公共施設築年度別整備状況

図表 3-2 は、建物系公共施設の建築年別の面積を示しており、本町においては、1960 年代中頃から継続的に公共施設を整備してきた。2003(平成 15)年度以降は建設投資を抑制してきたことがわかる。2018(平成 30)年以降は、「大桟地住宅」等の整備を進めてきた。1981(昭和 56)年の新耐震化基準以前に建築された施設は、全体の 49.6%を占めている。なお、建築後 30 年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、施設の老朽化が懸念される。

図表 3-2:建物系公共施設 築年別整備状況



※ 建築年月日不明分(1,179.75 m<sup>2</sup>)を除く

◆ 建物系公共施設保有量(延床面積)の推移

図表 3-3 は、2014(平成 26)年度末(平成 28 年 3 月 31 日)時点から、令和 2 年度末(令和 3 年 3 月 31 日)時点における建物系公共施設保有量との増減を表した。

(一部、固定資産台帳の見直しによる変動有り。)

図表 3-3:建物系公共施設保有量(延床面積)の推移

施設分類		H26 末	R2 末		増減(㎡) < 減は△ >
		延床面積(㎡)	延床面積(㎡)		
1	町民文化系施設	5,073.39	4,714.58	→	△ 358.81
2	社会教育系施設	155.28	75.92	→	△ 79.36
3	スポーツ・レクリエーション系施設	5,770.48	5,713.38	→	△ 57.10
4	産業系施設	2,473.56	2,776.47	→	302.91
5	学校教育系施設	12,844.07	10,558.09	→	△ 2,285.98
6	子育て支援系施設	1,202.07	1,216.77	→	14.70
7	保健・福祉施設	3,936.70	3,936.70	→	0.00
8	行政系施設	5,119.23	5,039.23	→	△ 80.00
9	公営住宅	10,781.69	13,065.88	→	2,284.19
10	公園	127.00	105.00	→	△ 22.00
11	供給処理施設	22,726.54	1,182.58	→	△ 21,543.96
12	その他	17,144.98	16,350.27	→	△ 794.71
合計		87,354.99	64,734.87	→	△ 22,620.12

◆ 施設整備状況(土木系公共施設・企業会計施設)<sup>8</sup>

図表 3-4 は、2020(令和 2)年度末(令和 3 年 3 月 31 日)時点の土木系及び企業会計施設保有量は以下の通りである。

図表 3-4:土木系及び企業会計施設保有量

土木系公共施設:道路及び橋りょう<sup>9</sup>

		延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )
道路	町道	499,889	1,772,478
	農道	10,079	36,510
	林道	114,858	324,177
橋りょう		3,153	12,269

企業会計施設簡易水道事業

	種別	概要
簡易水道事業	導水管	7,608m
	送水管	36,224m
	配水管	94,777m
	建 物	2,853m <sup>2</sup>

<sup>8</sup> 参考資料

道路・橋りょう … 道路台帳、林道台帳、道路現況調査表

簡易水道事業 … 固定資産台帳(地方公会計)、水道統計調査綴

<sup>9</sup> 林道の橋梁も含む

◆ 過去に行った対策の実績

2015(平成27)年度から2020(令和2)年度までに行った、対策等の主な実績は図表3-5の通りである。

図表3-5:過去に行った対策の実績<sup>10</sup>

【建物系公共施設(施設に係る工事)】

工事年度	施設名称	工事名称	金額(千円)
2015	左右内校舎	平成27年度 旧左右内小学校屋内運動場屋根改修工事	13,579
	神山温泉 ホテル四季の里	平成27年度 神山温泉浴室等改修工事	12,017
	下分公民館	平成27年度 下分公民館エレベータ設置工事	13,229
	神山バレー・サテライトオフィス・コンプレックス	平成26年度 ふるさと就労施設KVSOC改修工事	11,718
2016	広野小学校	平成28年度広野小学校(神山東中学校校舎)改修工事	46,666
	高瀬団地 A 棟	平成28年度 町営住宅高瀬団地A棟改修工事	32,486
	高瀬団地 B 棟	平成28年度 町営住宅高瀬団地B棟改修工事	32,897
2017	鬼籠野一ノ坂校舎	平成28年度旧鬼籠野小学校一ノ坂分校校舎改修工事	21,014
	神山中学校	平成29年度神山中学校校舎改修工事	28,331
2018	高齢者生産活動センター	平成30年度高齢者生産活動センター避難所緊急安全対策改修工事	17,507
2019	神領小学校	平成30年度神領小学校(屋内運動場)非構造部材耐震対策工事	57,133
	阿川公民館	平成31年度阿川公民館山腹崩壊復旧工事	15,792
	道の駅 温泉の里神山	令和元年度道の駅温泉の里神山改修工事	38,053
	下分公民館	令和元年度下分公民館避難所緊急安全対策改修工事	26,568
2020	神山中学校	令和2年度神山中学校爆裂等改修工事	12,170
		令和2年度神山中学校(屋内運動場)非構造部材耐震対策工事	15,346
	阿川公民館	令和2年度阿川公民館トイレ改修工事	17,215

※ … 「工事年度」は、当該工事の完了(供用開始)時点のもの

<sup>10</sup> 固定資産台帳登録分(地方公会計)より

## 【建物系公共施設(除却・取壊しを実施したもの)】

工事年度	施設名称	建物名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	理由等
2017	下分校舎	プール付属建物	11.00	廃校となり不要になったため。
	齒ノ辻団地	齒ノ辻団地3号	62.00	消防分団広野分団第1部詰所移転先用地となったため。
	神山中学校寄宿舍	本館、中寮、南寮等	3,498.60	大埜地住宅建設のため。
2018	川又南団地(単独住宅)	川又南単独住宅5号棟	30.00	老朽化のため。
2019	神山中学校寄宿舍	旧教職員住宅大埜地団地	121.80	大埜地住宅建設のため。
2020	広野分団第1部詰所	広野分団第1部詰所	65.00	老朽化のため。
	神領公民館	神領公民館	358.81	神山中学校新校舎建設のため。
	大埜地消防倉庫	大埜地消防倉庫	48.00	神山中学校新校舎建設のため。

【土木系公共施設】

工事年度	施設名称	工事名称	金額 (千円)
2015	谷線(町道)	平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 谷線(雨乞橋)護岸工事	13,792
	谷線(町道)__雨乞橋	平成26年度 社会資本整備総合交付金事業 谷線(雨乞橋)橋梁下部工事	20,521
	青井夫元山線(町道)	平成27年度 青井夫元山線道路改良工事	14,943
2016	谷線(町道)__雨乞橋	平成28年度社会資本整備総合交付金事業谷線(雨乞橋)橋梁上部工事	17,559
	青井夫元山線(町道)	平成28年度青井夫元山線道路改良工事	14,711
	北上角線(町道)	平成27年度 北上角線道路改良工事	28,153
2017	谷線(町道)	平成28年度社会資本整備総合交付金工事 谷線(谷川橋)橋梁下	19,500
2018	谷線(町道)	平成29年度社会資本整備総合交付金事業 谷線道路改良工事	13,192
	谷線(町道)	平成30年度社会資本整備総合交付金事業 谷線(谷川橋)橋梁上部工事	20,787
	青井夫元山線(町道)	平成29年度青井夫元山線道路改良工事	19,999
	青井夫元山線(町道)	平成30年度青井夫元山線道路改良工事	12,496
	岩丸線(町道)	平成29年度社会資本整備総合交付金事業 岩丸橋修繕工事	33,702
	大埜地下線(町道)	平成29年度大埜地下線道路改良工事	18,485
2019	谷線(町道)	令和元年度 社会資本整備交付金事業 谷線道路改良工事	19,098
	宮前水舟線(町道)__宮前橋	令和元年度 防災・安全社会資本整備交付金事業 宮前橋修繕工事	29,679
	小原元山中央線(町道)	平成30年度 小原元山中央線道路改良舗装工事	28,992
	奥屋敷線(町道)	平成30年度森林基盤整備事業 林業専用道奥屋敷線開設工事	113,517
	寄井本線(町道)__寄井橋	令和元年度 防災・安全社会資本整備交付金事業 寄井橋修繕工事	34,090

工事年度	施設名称	工事名称	金額 (千円)
2020	焼山寺線(町道)	令和2年度 町道焼山寺線 道路改良工事	36,077
	谷線(町道)	令和2年度 社会資本整備総合交付金事業 谷線道路改良工事	15,528
	西久地殿宮線(町道)	令和2年度 防災・安全社会資本整備交付金事業 西久地殿宮線法面对策工事	21,568
	横倉線(町道)	令和2年度 神山町道路メンテナンス事業 大黒橋修繕工事	13,440
	奥屋敷線(町道)	令和元年度(㊦国)森林基盤整備事業 奥屋敷線開設工事(大中尾工区)	53,752
	奥屋敷線(町道)	令和元年度(㊦国)森林基盤整備事業 奥屋敷線開設工事(奥屋敷工区)	46,250
	加仁輪線(林道)	令和元年度 森林基盤整備事業 森林管理道加仁輪線開設工事(1工区)	18,800
	加仁輪線(林道)	令和元年度(補正)森林基盤整備事業 加仁輪線開設工事(2工区)	50,001

※ … 「工事年度」は、当該工事の完了(供用開始)時点のもの

【企業会計施設(簡易水道事業)】

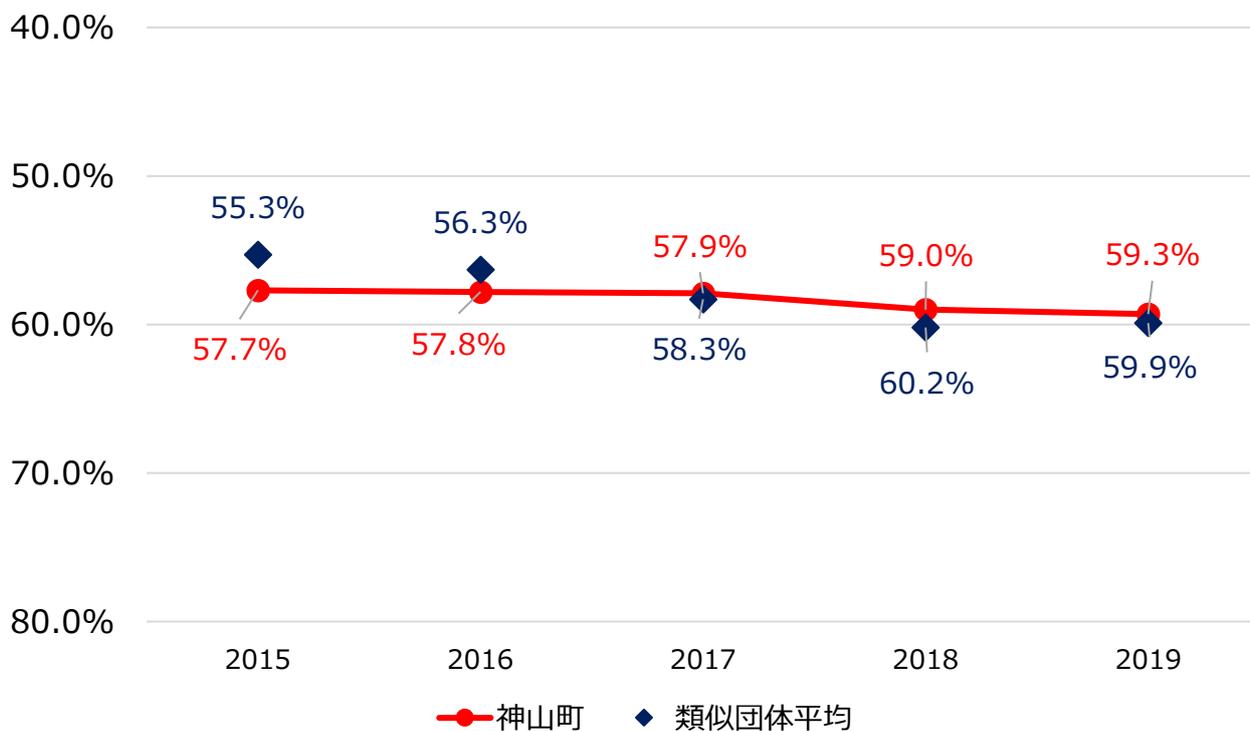
工事年度	施設名称	工事名称	金額 (千円)
2019	広野区域ろ過施設	神山町簡易水道等施設整備費(生活基盤近代化事業)広野区域ろ過施設建設工事	184,852
2020			198,616

◆ 有形固定資産減価償却率<sup>11</sup>の推移

固定資産台帳<sup>12</sup>に掲載している有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却の割合を指す。この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示す。資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができ、公共施設の再編等を行う際に参考となる指標となる。

当該比率について、本町と類似団体平均を比較する。なお、類似団体の数値は、総務省の各年度で回答のあった団体に関するものを使用している。本町は、ほぼ類似団体と同規模となっている。

図表 3-6：有形固定資産減価償却率の推移



<sup>11</sup> 総務省：令和元年度財政状況資料集より

<sup>12</sup> 令和3年3月31日時点における固定資産台帳（総務省：地方公会計制度）を基準とする。

## 第2節 更新費用推計

前節で示した対象施設について、将来の更新費用の推計結果を掲載する。

その算定には、公共施設等更新費用試算ソフト(総務省)を参照した。

### ◆ 公共施設等更新費用試算ソフト(総務省)の更新費用シミュレーション条件

図表 3-7:更新費用シミュレーション条件(建物系公共施設)

項目	考え方
更新費用の推計額	事業費ベースでの計算とする。 一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため。
計算方法	耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算する。延床面積×更新単価
更新単価	すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。
大規模改修単価	建替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。
耐用年数	標準的な耐用年数とされる60年を採用することとする。 日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より
大規模改修	建設後30年で行うものとする。
地域格差	地域格差は考慮しないものとする。
経過年数が 31年以上50年までのもの	今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。
耐用年数が超過しているもの	今後10年間で均等に更新するものとして計算する。
建替え期間	設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建て替え期間を3年間として計算する。
修繕期間	設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、修繕期間を2年間として計算する。

図表 3-8:施設分類ごとの更新単価(公共施設等更新費用試算ソフト)

① 建物系公共施設

施設用途	大規模改修		建替え	
	更新年数	更新単価	更新年数	更新単価
町民文化系施設	25	万円/㎡	40	万円/㎡
社会教育系施設	25	万円/㎡	40	万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20	万円/㎡	36	万円/㎡
産業系施設	25	万円/㎡	40	万円/㎡
学校教育系施設	17	万円/㎡	33	万円/㎡
子育て支援施設	17	万円/㎡	33	万円/㎡
保健・福祉施設	20	万円/㎡	36	万円/㎡
医療施設	25	万円/㎡	40	万円/㎡
行政系施設	25	万円/㎡	40	万円/㎡
公営住宅	17	万円/㎡	28	万円/㎡
公園	17	万円/㎡	33	万円/㎡
供給処理施設	20	万円/㎡	36	万円/㎡
その他	20	万円/㎡	36	万円/㎡

② 土木系公共施設・企業会計施設

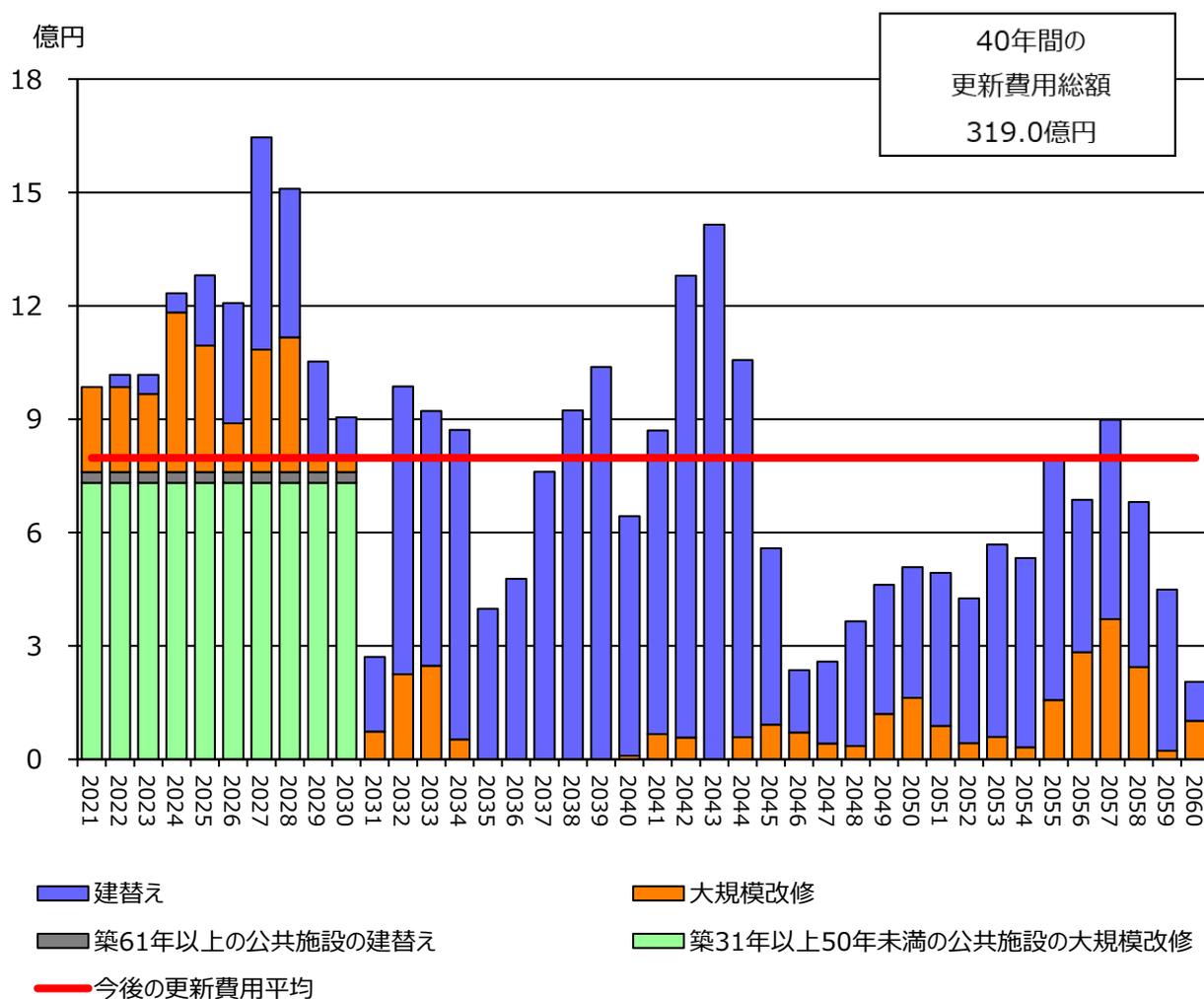
施設用途	更新年数	更新単価		
		更新年数	更新単価	
道路	15	年	4,700 円/㎡	
橋りょう	60	年	RC、PC、石橋、木橋	425 千円/㎡
			鋼橋	500 千円/㎡
			その他(不明分含める)	448 千円/㎡
簡易水道	40	年	97~923 千円/㎡	

◆ 将来の更新費用の推計(建物系公共施設)

図表 3-9 は、建物系公共施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する公共施設等について、現状規模のまま建て替えを行った場合、2060(令和 42)年度までに約 319.0 億円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年 8.0 億円かかる試算となった。本町ではすでに公共施設の大規模改修の時期に差し掛かっており、今後 10 年間に大規模改修に多額の費用が発生すると見込まれている。加えて、2025(平成 37)年度以降は建替えによる多額の費用の発生が見込まれた。

今後、人口減少に伴い地方税収入の減額が見込まれることを考慮すれば、現状のままの施設規模を維持することは、困難であると考えられる。既存施設への機能の集約化、利用者ニーズの変化に対応した公共施設の在り方についての検討が必要となる。

図表 3-9:建物系公共施設に係る更新費用推計

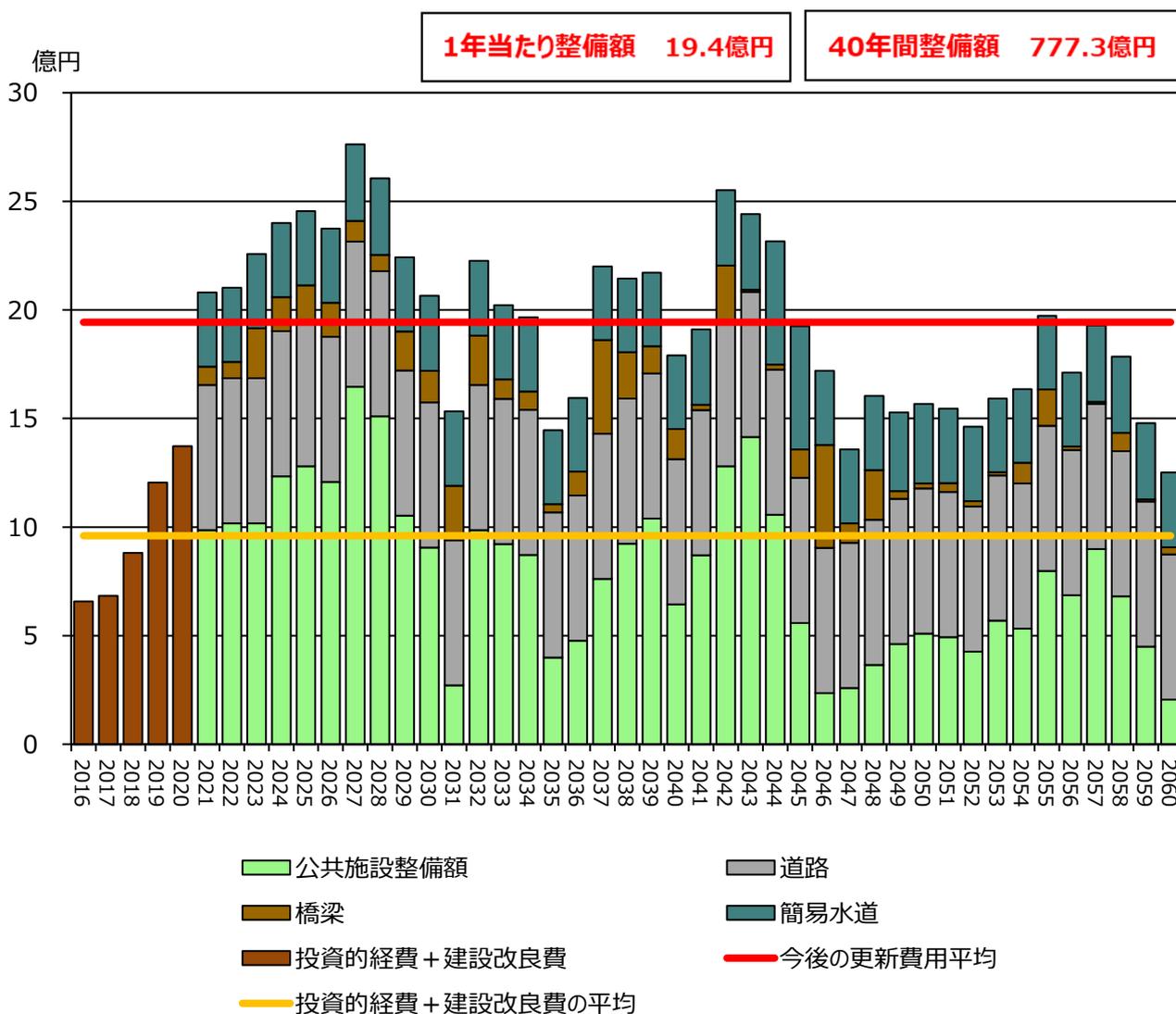


◆ 将来の更新費用の推計(建物系公共施設+土木系公共施設・企業会計施設)

図表 3-10 は、建物系公共施設に土木系公共施設及び企業会計施設を加えた本町全体の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する公共施設等について、現状規模のまま建て替えを行った場合、2060(令和 42)年度までに約 777.3 億円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年 19.4 億円かかる試算となった。

過去 5 ヶ年度の公共施設にかかる投資的経費と比較すると、年平均約 9.6 億円であるため、現状の公共施設にかかる投資的経費(普通会計)並びに建設改良費(簡易水道事業会計)の約 2.0 倍となる。(毎年約 9.8 億円の不足が見込まれる。)

図表 3-10:本町全体の公共施設等に係る更新費用推計



## 第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

### 第1節 計画期間

本計画期間は、2016(平成28)年度から2025(令和7)年度までの10年間とし、計画内容は社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても見直しを行うものとする。

### 第2節 基本方針について

公共施設等の長寿命化対策では、修繕や改修などによって機能維持を図るだけでなく、住民のニーズに応える付加価値を高めることができるかが重要となってくる。そのためには、既存施設のあり方の抜本的見直しに継続的に取り組み、長寿命化対象施設の厳選を図る。その上で、将来の人口推移や財政状況をしっかりと踏まえながら、公共施設の管理にあたっては、既存ストックの積極的な有効活用を通じて、予防保全型の継ぎ目のないメンテナンスサイクルを実施することとする。

### 第3節 維持管理方針

#### ① 点検・診断等の実施方針

保全計画の作成にあたっては、劣化診断を実施し経年による劣化状況、外的負荷(気候天候、使用特性等)による性能低下状況および管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設間における保全の優先度を判断する。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、自ら実施する場合と、専門家に依頼する場合がある。委託契約により実施している保守・点検・整備が委託契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握する。

保守・点検・整備については、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすことが重要であり、点検範囲、点検周期を明確にしておくことも重要である。建物の劣化及び機能低下を防ぎ、住民のみなさまに美しく使っていただけるように、点検・診断等を恒久的に実施する。

また、現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性が最低限必要な診断項目となる。耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断などなど既往の診断があるものはそのデータを利用する。公共施設調書などから転用できるデータもあるので、これらの調査を十分に活用しながら、診断を定期的に行っていくこととする。

公共施設診断の対象となる評価項目として、図表4-1を挙げる。

図表 4-1 公共施設診断の対象となる評価項目<sup>13</sup>

評価項目		内容
安全性	① 安全性	敷地安全性(耐災害)、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
	② 耐久性	建物部位(構造・外装等)の耐久性・劣化状況
	③ 耐用性	経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
	④ 保全性	維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
	⑤ 適法性	建築法規、消防法、条例
機能性	⑥ 不具合性	施設各部位(構造・仕上・付帯設備・建築設備)の不具合性
	⑦ 快適性	施設快適性(室内環境・設備)、立地利便性
	⑧ 情報管理の妥当性	情報収集、情報管理、情報利活用
環境性	⑨ 環境負荷性	施設の環境負荷性(省エネ、有害物質除去等)
社会性	⑩ 社会性	地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン(バリアフリー化)
	⑪ 顧客満足度	顧客満足度、職員満足度
	⑫ 施設充足率	地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
	⑬ 供給水準の適正性	供給数量適正性(敷地面積、建物面積等)
	⑭ 施設利用度	施設利用率、空室率
経済性	⑮ 体制・組織の妥当性	統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
	⑯ 点検・保守・改修コストの適正性	点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
	⑰ 運用コストの適正性・平準化	運用費、水道光熱費
	⑱ ライフサイクルコストの適正性	ライフサイクルコスト

<sup>13</sup> FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)を参考

## ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

全対象施設において点検・診断を実施することによって、修繕等の必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実行する。また、施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、今後の点検・診断・予防保全等に活用するという、メンテナンスサイクルを施設類型ごとに構築していくこととする。

今後、住民生活に必要性が認められる施設については、修繕・更新の機会をとらえて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能付加、用途変更や複合化・集約化を図る。一方で、必要性が認められない施設については、廃止・除却を進めることとする。中長期的な視点に立って、長寿命化コストの縮減と年度間のコスト平準化を推進する。

## ③ 耐震化及び国土強靱化の実施方針

本町では、一部の既存建築物について耐震補強を行っている。耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物については、必要に応じ明確にしていく。

さらには、南海トラフ巨大地震・大規模水害・土砂災害・豪雪災害及び、同時かつ連続的に発生する複合災害への的確な対応を図ると共に、県や近隣市町村と連携を図りつつ、国の定める国土強靱化に資する公共施設等の耐震化を推進していく。

## ④ 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、資産や情報の保全を目的とした要件である。万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ俊敏に復旧する体制を、平時から備えておくことは、施設管理者にとって最も重要なポイントとなる。点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等または、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等に対しては、本計画や個別施設計画に基づきスピード感を持って安全対策や除却等を推進する。施設の安全確保に係る項目としては、耐久性、不具合の状況や敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性の把握が重要となる。本町では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み、評価し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施することとする。なお、一部危険性の認められたものについては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合がある。

一方、除却に際しては、地方債の特例措置をはじめとする国の地方財政措置を有効的に活用する。安全確保の実施方針として、図表 4-2 を挙げる。

図表 4-2 安全確保の実施方針<sup>14</sup>

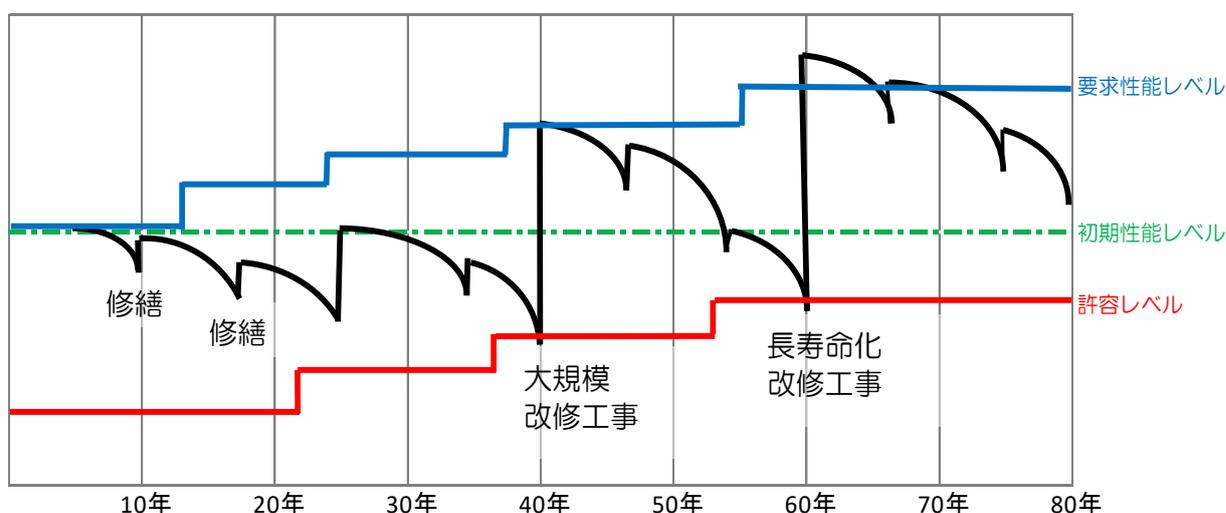
		評価項目		内容
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	経過年数の割合(%)
			耐用年数(償却)	法定耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	構造耐用年数と築年との差
			外壁・屋根耐久性	外壁屋根耐用年数と改修年との差
	付属設備耐久性		設備耐用年数と改修年との差	
	不具合	構造の不具合	基礎・躯体	沈下・亀裂・欠損の状況
			土台	腐食、欠損の状況
			柱・梁、壁、床等	亀裂、脱落、腐食、欠損、ゆるみの状況
		外部仕上げの不具合	屋根	排水良否、雑草有無、防水層膨れの状況
			外壁・屋根	剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	腐朽、ゆるみ、シーリングの状況
		内部仕上げの不具合	天井	たるみ、亀裂、剥落、落下の有無
			内壁	割れ、はがれ、変色の有無
			床	割れ、はがれ、変色の有無
		付帯設備の不具合	煙突、屋外階段	傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金具の状況
			広告塔、吊看板等	浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備の不具合	電気設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況
その他設備機器本体			亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況	
安全性	敷地の安全性	自然災害回避性	地震、土砂、浸水災害	液状化、警戒区域、危険区域等の有無
		敷地安全対応策	地盤安定性	地盤沈下、地盤崩壊、湿潤地域の有無
			緊急自動車接近	道路幅員
			地盤調査結果	軟弱地盤、盛土、埋立地の有無
	建物の安全性	構造安全性	基礎の安全性	安全要件の満足度
		地震安全性	建築年	1981年6月以前
			耐震補強	有無
			免震、制震	有無
	対落雷安全性	避雷針	有無	
	火災の安全性	耐火、避難、消化安全性	延焼防止、避難経路確保、消火活動・経路確保	防火性能、避難路の状況、防火設備の状況
	生活環境の安全性	空気質安全性	空気質安全性の確保	ホルムアルデヒド・トルエン等の状況
		水質安全性	水質検査	有無
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	落下物防止に対する安全要件の満足度
有害物質排除性		アスベスト、PCB、フロン・ハロン対策	排除状況	
公害防止性	日照・通風障害、電波障害、外構の維持	防止要件の満足度、保全要件の満足度		

<sup>14</sup> FM評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)を参考

### ⑤ 長寿命化の実施方針

長寿命化が必要と判断された施設については、その延長期間を一世代相当分延長することを目標とする。目標を達成するため、経済的かつ効果的で、環境負荷低減や災害対応にも配慮した予防保全措置を適切に講じていくこととする。また、長寿命化工事(大規模修繕工事等)の実施に当たっては、従来の平均的な更新時期に建て替える場合と比べて、LCC(ライフサイクルコスト)の削減を図ることとする。なお、各施設の長寿命化の具体的な方針については、各個別施設計画において定める。

図表 4-3 長寿命化における経過年数と機能・性能



図表 4-3 は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものである。建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができる。しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となってくる。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。

さらに、施設の寿命を、例えば80年まで延ばすためには長寿命化改修工事が必要となる。

本町の公共施設等では、建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用しコストを削減することも検討していく。

## ⑥ 統合や廃止の推進方針

### 【保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針】

統合や廃止の検討に当たっては、将来の人口見通しや行政コスト縮減を鑑み、施設総量や配置の最適化を図る。しかし、公共施設等の統合や廃止では、住民サービスの水準低下が懸念される。それを最小限にするため、種々の公共施設コンパクト化の施策について住民合意を要することになると考えている。本町の施設の統廃合や遊休施設の活用は、住民、議会等と協議しながら検討していくこととする。その際、既存の施設体系の役割に縛られることなく、多角的な視野を持ち、今後その地域に必要なものがいったい何なのかを幅広く自由に発想していくこととする。

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止(用途廃止、施設廃止)を必要とする施設を見出し、施設を診断する。診断は、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階に評価する。評価方法は施設のハード面だけではなく、ソフト面からも診断を行う。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とする。図表4-4は、診断結果と取組の方向性を示す。

図表4-4 診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	ハード面	ソフト面
継続使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期修繕計画の策定</li> <li>・ 計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果的かつ効率的な運用を検討</li> <li>・ それに伴う改善策を検討</li> </ul>
改善使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期修繕計画の策定</li> <li>・ 計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕を実施</li> <li>・ 建替更新時の規模縮小の検討</li> <li>・ 多用途との複合化など、施設の有効活用の検討</li> <li>・ PPP/PFIの活用等による用途変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討</li> <li>・ 利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討</li> <li>・ 運用の合理化を検討</li> </ul>
用途廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討</li> </ul>
施設廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設廃止後は、建物解体</li> <li>・ 施設廃止に伴う跡地は原則売却</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類似施設への統合を検討</li> <li>・ 他施設との複合化を検討</li> <li>・ 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討</li> </ul>

さらに、管理運営手法についても、より一層の一元化や効率化を進めるとともに、結果的に遊休の施設や土地が生じた場合は、転用をはじめとする有効活用や除却、処分について、スピード感を持って実施することとする。除却を行う場合は、地方債の特例措置を有効的に活用する。なお、各類型における施設の統廃合、除却等の具体的な方針については、各個別施設計画で定め、その都度、明確に提示していく。

### ⑦ 住民との情報共有の実施方針

本計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠である。

今後とも、公共施設等のあり方について、住民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報についてHPをはじめとする各種広報媒体などを通じ、これまで以上に積極的に開示していくこととする。

### ⑧ PPP/PFI<sup>15</sup>活用の実施方針

今後、PPP/PFI方式、コンセッション方式、指定管理制度など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などを積極的に活用し、新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設の機能を向上させながら、維持管理コスト等の縮減を図ることとする。

また、住民サービスの充実や行政コストの削減、さらには新たな歳入の確保を図るため、PPP/PFI・コンセッション等の新たな行政手法の導入件数を今後検討していく。

### ⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画を戦略的に実行していくためには、全庁を挙げた推進体制の整備が不可欠である。そこで、計画の初年度である平成28年度に、公共施設等の情報共有、有効活用や長寿命化に向けての取組みの推進、必要な研修等を行う。また、教育機関、関連団体などの知見や意見を積極的に取り入れ活用するとともに、連携・協力を密にすることにより、総合管理計画の推進を図ることとする。

### ⑩ 広域連携・民間活力の利用について

公共サービスの提供には、一つの自治体で全ての整備・管理を行うことに留まらず、国や県をはじめ、周辺自治体との施設相互利用を行うといった広域連携の検討が推奨されている。これまで各自自治体で整備してきた施設のうち、同様の機能を有する施設を周辺自治体で共同利用することで、稼働率の向上、施設数や維持管理コストの抑制が期待できるからである。また、災害時の避難場所・経路の迅速な対応にも周辺自治体との連携は欠かせない。人命を守るといった観点からも、広域連携の在り方を進めていく。

また、民間活力を活用した官民連携、地元の自治会との連携も検討していく。

<sup>15</sup> PPP(パブリックプライベートパートナーシップ)は、従来地方自治体が公営で行ってきた事業に、民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者者に任せる民間委託などを含む手法。

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

### ⑪ ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等は多様な利用者が想定されることから、施設の新設、改修にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を持つことを基本とする。また、各施設の利用者ニーズを踏まえ、誰もが安心・安全に利用しやすい施設整備を推進し、ユニバーサルデザイン化を進めていく。

### ⑫ 脱炭素社会に向けた取り組み

公共施設等においても省エネや再エネ利用、脱炭素化の推進、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方を示すグリーンインフラなど、世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進していく。また、SDGsの理念を踏まえ、町民、事業者、団体等の多様な連携を図りながら、経済、社会、環境の三側面をつなぐ統合的取組み等、本計画における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等の取組みを通じて、持続可能なまちづくりの実現を目指す。

SDGsとは、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成される「誰一人取り残さない」を理念とした共通目標である。本計画に関連する目標は以下の通りである。



### ⑬ PDCA サイクルの推進方針

総合計画の見直し及び、総合計画における各種計画の見直しに際し、公共施設等に関連するものは、本計画を基本にマネジメントの強化を図る。本計画の計画期間後は、速やかに改訂を行い、計画内容の遂行状況や、今後の対策を検討すると共に、町長へ報告する。改訂の結果は、町のホームページ等で公表する。

なお、所管課毎に策定された個別施設計画(長寿命化計画等)に関しても、計画期間後は、速やかに改訂を行い、全庁的な基本方針・目標を見直す際の根拠情報として活用する。

公共施設のマネジメントを行うには、減価償却費や人件費等を含めた公共建築物の維持管理に関する費用に加え、利用・効果に関する状況等のデータについても、的確に把握・分析をする必要がある。現在、情報管理や共有方策について、本町では地方公会計制度(総務省)に則り、これまで各課で保有していた公共施設等の情報を一元的に管理していくシステムを導入している。当システムの運用において、全庁的に整備データの共有を行い、減価償却や町財政の現状等の要素を鑑みながら、今後の公共施設等の管理方針を検討していく。

## 第4節 全体目標

第3節の維持管理方針のもと、全体目標を設定する。全体目標の設定に当たっては、建物系公共施設とインフラ系(土木系公共施設、企業会計施設)に大別し、公共施設については、新規整備を抑制し、施設の複合化を推進しながら、施設総量を縮減する方向性を打ち出していく。

### ① 公共施設(建物系公共施設)

- ライフサイクルコストの縮減に取り組む
- 既存施設を最大限に有効活用する
- 資産を安全、快適かつ長期的に活用できるように取り組む

図表3-3(第3章2節)において、本町の所有する建物系公共施設の総延床面積が6.5万㎡であった。これらの更新や維持管理に多額の費用が見込まれることや、現在、活用していない施設も存在することから、統廃合を積極的に実施し、既存施設の有効活用や民間資本の活用の模索等を検討する。

また、移住定住や仕事の場の創出には新規施設の整備も必要になることが推測できるため、施設の改修・更新にかかる将来コストの試算や、中長期的な総量規制の範囲内で費用対効果などを考慮しつつ整備を行うこととする。

バリアフリー、環境、防災などの新たなニーズに対しては、効率的な整備・対応を実施、少子高齢化、人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進していく。

### ② インフラ系(土木系公共施設、企業会計施設)

- 新設及び改修、更新はバランスよく実施する
- ライフサイクルコストの縮減に取り組む
- 資産を安全、快適かつ長期的に活用できるように取り組む

道路や橋りょう、簡易水道施設といった施設種別ごとに整備状況や老朽化の度合い等を考慮し、重要度に応じた管理水準を整備していく。現状の投資額をできるだけ維持し、その範囲内で、費用対効果や経済波及効果などを考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施していく。恒久的な点検を行い、現状把握を怠らず、劣化や損傷が分かり次第、迅速な対応を行う。長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減する。

### 第5節 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

本町の公共施設等の中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みについては、策定済みの各種個別施設計画の実施計画等を基に以下のように見込みをたてた。

今後10年間に長寿命化対策等を実現した場合は、約68.6億円(年平均約6.9億円)となり、耐用年数経過時に単純更新した場合と比べて約164.9億円の経費削減が見込まれる試算となった。

なお、長寿命化とは、劣化や不具合が生じてから措置を行う「事後保全」だけではなく、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全」を行い、建築物の使用年数を延長させることを目指すものである。

図表 4-5 令和3年度より今後10年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	現在要している 経費(過去 5年平均)
普通会計	建築物 (a)	681	1,385	372	2,437	11,854	△9,417	580
	インフラ施設 (b)	374	2,681	0	3,055	8,049	△4,994	305
	計(a+b)	1,055	4,066	372	5,492	19,903	△14,411	886
公営企業会計	建築物 (c)	0	0	0	0	0	0	0
	インフラ施設 (d)	91	1,274	0	1,365	3,443	△2,078	136
	計(c+d)	91	1,274	0	1,365	3,443	△2,078	136
建築物計(a+c)		681	1,385	372	2,437	11,854	△9,417	580
インフラ施設計 (b+d)		465	3,954	0	4,420	11,492	△7,072	442
合計(a+b+c+d)		1,146	5,340	372	6,857	23,346	△16,489	1,022

なお、財源の見込みに関しては、上表の現在要している経費(過去5カ年の投資実績(決算統計H28~R2)の平均額:維持補修費、投資的経費及び建設改良費)を上限に考えていきます。なお、地方債や、有利な交付金及び補助金等も活用すると同時に、更新が集中する時期に備え、必要に応じて、公共施設整備に係る基金を積み立てるものとしていきます。

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章では、各施設における個別施設計画を策定・推進に向けての管理に関する基本的な方針を提示する。第4章で述べた方針に加え、情報管理・共有の実施方針と、計画推進体制の構築方針を合わせて、今後の把握・分析に利用していくこととする。また、各施設を第3章の建物系・土木系・企業会計の3区分にて明記する。図表3-1を再掲載する。

図表3-1:対象とする施設分類(機能別分類)

区分	類型	種別	主な施設(例)
建物系 公共施設	町民文化系施設	集会施設	集会所・公民館
	社会教育系施設	博物館等	神通発電所資料館
	スポーツ・ レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民体育館
		レクリエーション施設・ 観光施設	道の駅
		保養施設	神山温泉
	産業系施設	産業系施設	農村環境改善センター
	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
	子育て支援施設	幼児・児童施設	すだちっこくらぶ
		幼稚園・保育園・こども園	保育所
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	神山町養護老人ホーム
	行政系施設	庁舎等	役場・支所
		消防施設	消防分団
		その他行政系施設	神山・佐那河内地域情報センター
	公営住宅	公営住宅	町営住宅
	公園	公園	農村ふれあい公園
供給処理施設	供給処理施設	一般廃棄物処理施設	
その他	その他	その他	
土木系 公共施設	道路	道路	町道・農道・林道
		橋りょう	橋りょう
企業会計 施設	簡易水道施設	簡易水道施設	浄水処理場 配水池

## 第1節 建物系公共施設

### ① 町民文化系施設

図表 5-1:町民文化系施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度	
集 会 施 設	門屋多目的研修集会所	門屋多目的研修集会所	上分字門屋 175	43.32	1983	
	大中尾多目的集会所	大中尾多目的集会所	上分字大中尾 54	100.00	1984	
	上分公民館及び 上分基幹集落センター	公民館 基幹集落センター	上分字川又西 13	27.01	2014	
				437.24		
	下分労働環境改善センター	下分労働環境改善センター	下分字宇井 113	100.02	1983	
	下分公民館及び 下分生活改善センター	下分公民館 下分生活改善センター	下分字今井 125-3	743.92	1983	
				170.88	1995	
	日浦地区多目的研修集会所	日浦地区多目的研修集会所	神領字北 77-2	100.00	1981	
	大久保地区多目的研修集会所	大久保地区多目的研修集会所	神領字西大久保 111-2	79.20	1981	
	鬼籠野公民館及び 神山町鬼籠野生活改善センター	神山町鬼籠野生活改善センター 鬼籠野公民館	鬼籠野字川東 118	171.42	1977	
				345.00	1981	
	南谷西地区多目的研修集会所	南谷西地区多目的研修集会所	鬼籠野字元山 90	113.25	1983	
	中央地区多目的研修集会所	中央地区多目的研修集会所	鬼籠野字喜来 237-1	100.00	1984	
	阿川生活改善センター及び 阿川公民館		阿川生活改善センター	阿野字地ノ平 138-1	156.51	1977
			阿川公民館		550.00	1985
			阿川出張所		6.90	1989
	広野公民館	広野公民館	阿野字五反地 295-1	861.00	1981	
	橘谷馬地地区多目的研修集会所	橘谷馬地地区多目的研修集会所	阿野字馬地 21	69.00	1981	
	神木地区多目的研修集会所	神木地区多目的研修集会所	阿野字神木 313-5	114.00	1982	
	行者野地区多目的研修集会所	行者野地区多目的研修集会所	阿野字南行者野 37-3	133.54	1982	
	駒坂地区多目的研修集会所	駒坂地区多目的研修集会所	阿野字駒坂 155	60.00	1983	
	長谷地区多目的研修集会所	長谷地区多目的研修集会所	阿野字長谷 368-1	54.00	1983	
	阿川日浦地区多目的研修集会所	阿川日浦地区多目的研修集会所	阿野字日浦 106-2	60.00	1985	
養瀬地区多目的研修集会所	養瀬地区多目的研修集会所	阿野字北養瀬 65-1	62.29	1987		
代次地区多目的研修集会所	代次地区多目的研修集会所	阿野字代次 200-1	56.08	1994		

図表 5-1:町民文化系施設の整備状況と基本方針(つづき)

類型	種別	項目	基本的な方針
町民文化系施設	集会所施設	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	東西に広い本町では、住民サービスの維持のためにも旧村単位で公民館を維持することは必須である。日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	点検結果により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	各公民館の耐震診断は完了、耐震化については平成 27 年度で完了した。
		⑤長寿命化の実施方針	耐震化はほぼ完了しているものの、修繕が必要な箇所はあり、劣化状況、危険度により優先順位を設け適切に修繕を行い長寿命化に努める。
		⑥統合や廃止の推進方針	旧村単位での公民館の維持は住民サービスを維持していくためにも必要であり統廃合は行わない。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

② 社会教育系施設

図表 5-2: 社会教育系施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
博物館等	神通発電所資料館	工場	上分字中津 137	74.11	1980
		便所		1.81	

類型	種別	項目	基本的な方針
社会教育系施設	博物館等	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	必要に応じ耐震化を図る。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し適切な時期に修繕等を行っていき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	現在統合や廃止の検討は行っていないが、施設の老朽化や今後の社会情勢を考慮しつつ、必要性が認められない場合は、移転や廃止の検討を行うこととする。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

③ スポーツ・レクリエーション系施設

図表 5-3:スポーツ・レクリエーション系施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
スポーツ施設	町民体育館	神山町民体育館	神領字大埜地 393-2	1,032.00	1966
	町民グラウンド	社会体育機械器具管理庫	神領字大埜地 389-1、401-1	425.94	1994
観光施設	道の駅	栗生の館	神領字西上角 151-1	257.00	2001
	温泉の里神山	直売所(増築)		46.21	
保養施設	神山温泉	神山温泉宿泊研修施設 (ホテル四季の里)	神領字本上角 80-2	2,011.85	1993
	ホテル四季の里	神山温泉保養センター		1,940.38	2002

類型	種別	項目	基本的な方針
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	①点検・診断等の実施方針	管理者による日常点検で劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕などを行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	建替えにより耐震化を図る。
	レクリエーション施設・観光施設	⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	町民の健康維持としても重要なスポーツ施設であり廃止は行わない。
	保養施設	⑦情報管理・共有の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し、中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

④ 産業系施設

図表 5-4: 産業系施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
産業系施設	下分農産加工所	下分農産加工所	下分字今井 125-3	172.00	-
	神山バレー・サテライトオフィス・コンプレックス	神山バレー・サテライトオフィス・コンプレックス	下分字地野 49-1	619.48	1982
	農村環境改善センター	神山町農村環境改善センター	神領字中津 132	1,682.08	1982
	フードハブ施設	食堂・調理室・事務所	神領字北 190-1	239.91	2016
店舗(かまパン&ストア)		63.00			

類型	種別	項目	基本的な方針
産業系施設	産業系施設	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。下分農産加工所については管理団体が高齢化と後継者不足に直面しており、管理団体の若返りや変更を検討する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕などを行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	各施設は町の産業を支える施設であるため、必要に応じ耐震化を図っていく。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき長寿命化を図る
		⑥統合や廃止の推進方針	各施設は町の産業を支える施設であるため、統廃合は行わない。
		⑦情報管理・共有の実施方針	劣化状況、危険度を管理者、担当部署で共有し、効率的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署でしっかり情報共有をし、効果的に計画を推進する。

⑤ 学校教育系施設

図表 5-5: 学校教育系施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度	
学校	神領小学校	神領小学校	神領字大埜地 411-1	1,887.00	1981	
		屋内運動場		643.00	1982	
		水泳プール附属建物		73.10	1983	
	広野小学校	広野小学校	阿野字広野 22	1,739.00	1977	
		屋内運動場		830.00	1994	
		広野小学校		255.08	2000	
		倉庫及び部室		60.00	2010	
		広野休憩所(公衆便所)		40.89		
	神山中学校	神山中学校	神領字西上角 175-1	1,000.00	1972	
		神山中学校		2,673.00	1972	
		屋内運動場		701.00	1974	
		技術室		248.00	1977	
		屋内運動場附属建物(便所)		20.00		
	その他	神山町学校給食センター	給食センター	神領字西上角 175-5	388.02	2015

類型	種別	項目	基本的な方針
学校教育系施設	学校 その他学校施設	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し適切な時期に修繕などを行い、安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	耐震化は実施済である。
		⑤長寿命化の実施方針	耐震化は実施しているものの経年劣化により修繕が必要な箇所も見られることから、適切な管理と修繕を行い長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	一定の統廃合は実施済であり、今後の社会情勢を考慮しつつ必要性が認められれば更なる統廃合を実施する。
		⑦情報管理・共有の実施方針	劣化状況、危険度を管理者、担当部署で共有し効率的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署でしっかり情報共有を行い、効果的に計画を推進する。

⑥ 子育て支援施設

図表 5-6: 子育て支援施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
幼児・児童施設	すだちっこくらぶ	すだちっこ	神領字大埜地 408-3	267.00	1984
幼稚園・保育園・こども園	下分保育所	下分保育所	下分字西寺 16-1	362.07	1991
		会議室(増設)		14.70	2018
	広野保育所	広野保育所	阿野字広野 154-1	573.00	2003

類型	種別	項目	基本的な方針
子育て支援施設	幼児・児童施設 幼稚園・保育園・こども園	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	広野、下分両保育所は町の子育て施設として重要な役割を果たしており必要に応じて耐震化を図る。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	保育所への入所希望者は多く統廃合は行わない。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

⑦ 保健・福祉施設

図表 5-7: 保健・福祉施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
高齢福祉施設	高齢者生産活動センター	高齢者生産活動センター	神領字本上角 93-1	903.75	1980
	神山町養護老人ホーム、デイサービスセンター	神山町老人ホーム、在宅介護支援センター、デイサービスセンター	神領字西上角 127	3,032.95	1997

類型	種別	項目	基本的な方針
保健・福祉施設	高齢福祉施設	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕などを行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	既に耐震化済みである。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕などを行っていき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	今後重要な役割を果たす施設であるため、統廃合は行わない。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

⑧ 行政系施設

図表 5-8: 行政系施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
庁舎等	神山町役場	神山町役場	神領字本野間 100	1,824.40	1967
		情報無線室		1.20	1985
		電算室		15.60	1990
		新館		746.89	1994
		書庫		50.00	—
	広野支所	広野支所	阿野字五反地 295-1	36.58	1981
消防施設	上分分団第 1 部	上分分団第 1 部	上分字金泉	60.00	1982
	江田消防コミュニティーセンター	江田コミュニティー消防センター(上分分団第 1 部)	上分字江田 1073-1	75.24	1986
	上分分団第 2 部	上分分団第 2 部	上分字川又	57.00	1969
	上分分団第 3 部	上分分団第 3 部	上分字立岩 136-1	60.16	1991
	上分分団第 4 部	上分分団第 4 部	上分字江畠	60.00	1996
				14.89	
	大中尾自衛消防隊格納庫兼大中尾集会所	上分分団第 5 部格納庫	上分け字大中尾 54	12.42	1984
	中津自衛消防隊格納庫兼中津公会堂	中津自衛消防隊格納庫兼中津公会堂	上分字中津	91.20	1982
	下分分団第 1 部	下分分団第 1 部格納庫	下分字今井 133-14	58.50	1973
	下分分団第 2 部詰所	下分分団第 2 部詰所	下分字中稲原 91-1	86.64	1976
	下分分団第 3 部	下分分団第 3 部	下分字安吉 2-41,2-42	63.00	1997
	下分分団第 5 部格納庫	下分分団第 5 部格納庫	下分字鍋岩 207-1	59.56	1975
	左右内分団第 3 部格納庫	左右内分団第 3 部格納庫	下分字地中	60.00	1985
	若松自衛消防隊	若松自衛消防隊	下分字城川内	60.78	1982
	喜来谷自衛隊消防隊格納庫兼喜来谷集会所	喜来谷自衛隊消防隊格納庫兼喜来谷集会所	下分字中喜来	60.00	1983
	名西消防組合神山署	名西消防組合神山消防署	神領字本野間 97	459.80	2011
	神領分団第 7 部	神領分団第 7 部	神領字本野間 100	58.00	1972
	鬼籠野分団第 1 部	鬼籠野分団第 1 部	鬼籠野字一ノ坂 508-3	59.22	1978
	鬼籠野分団第 2 部(中内集会所)	鬼籠野分団第 2 部(中内集会所)	鬼籠野字中内 11	65.50	1978
	鬼籠野分団第 3 部	鬼籠野分団第 3 部	鬼籠野字喜来 239-1	72.20	1990
鬼籠野分団第 4 部格納庫	鬼籠野分団第 4 部物置	鬼籠野字川東 118	60.00	1981	
			6.60	—	

図表 5-8:行政系施設の整備状況と基本方針(つづき)

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度
消防施設	阿川分団第1部	阿川分団第1部	阿野字本名 179-1	38.08	1974
	阿川分団第1部	阿川分団第1部	阿野字本名 179-1	59.22	1998
	阿川分団第2部格納庫	阿川分団第2部	阿野字地ノ平 125	21.20	1987
	阿川分団第3部 (宇度木集会所)	阿川分団第3部 (宇度木集会所)	阿野字宇度木 320-1	60.02	1989
	阿川分団第4部 (宮分集会所)	阿川分団第4部 (宮分集会所)	阿野字宮分 164	60.00	1978
	阿川分団第5部	阿川分団第5部	阿野字松尾	81.00	1982
	広野分団第1部詰所	広野分団第1部格納庫	阿野字齒ノ辻 211	60.00	2019
	広野分団第2部	広野分団第2部	阿野字河口 60-1	60.00	1965
	広野分団第2部	広野分団第2部	阿野字河口 60-1	22.86	1989
	広野分団第3部 (倉目集会所)	広野分団第3部 (倉目集会所)	阿野字北倉目 260-1	60.00	1988
	広野分団第4部 詰所兼格納庫	広野分団第4部 詰所兼格納庫	阿野字五反地 1-2	60.69	1984
その他	神山・佐那河内 地域情報センター	神山・佐那河内 地域情報センター	鬼籠野字西分 50-6	120.78	-

図表 5-8:行政系施設の整備状況と基本方針(つづき)

類型	種別	項目	基本的な方針
行政系施設	庁舎等 消防施設 その他行政系施設	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	消防施設の多くは耐震化が実施できておらず、必要に応じ耐震化を図る。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	消防団の統廃合が必要となっているが、統廃合の実施は消防団との協議が必要であり流動的である。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し、中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

⑨ 公営住宅

図表 5-9: 公営住宅の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
公営住宅	川又南団地(単独住宅)	川又南単独住宅 1.2 号棟	上分字川又南 148	120.00	1976
		川又南単独住宅 3 号棟		30.02	
		川又南単独住宅 4 号棟		30.02	
	今井団地	今井団地 1 棟	下分字今井 437	138.51	1972
		今井団地 2 棟		230.85	
		今井団地 3 棟		230.85	
		今井団地 4 棟		184.68	
		今井団地 5 棟		138.51	
		集会所		50.00	
	下分団地	下分団地	下分字西稲原 431-1	986.56	1978
		集会所		48.00	
	神領団地	神領団地	神領字中津 155-1	34.71	1952
	第 2 寄井団地	第2寄井団地 A 棟	神領字北 80	1,178.28	1990
		第2寄井団地 B 棟		1,198.01	1991
		集会所		63.75	
	寄井西住宅	寄井西住宅 A 棟	神領字北 434-2	161.24	-
		寄井西住宅 B 棟		144.80	2019
		寄井西住宅 C 棟		152.15	
	大埜地住宅	エネルギー棟	神領字大埜地 374-1	49.69	2017
		大埜地住宅 A 棟		174.12	2018
		大埜地住宅 B 棟		174.12	
		大埜地住宅 C 棟		246.93	2019
		大埜地住宅 E 棟		174.12	
大埜地住宅 F 棟		246.93			
大埜地住宅 D棟		174.12		2020	
大埜地住宅 H棟		261.20			
大埜地住宅 G棟		261.20			
大埜地住宅 ハナレ		14.00			
神山町多世代交流拠点施設		136.63			
鬼籠野団地	鬼籠野団地 1	鬼籠野字東分 18	57.80	1957	
	鬼籠野団地 2		57.80		
	鬼籠野団地 3		34.70		

図表 5-9:公営住宅の整備状況と基本方針(つづき)

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
公営住宅	西分団地	西分団地	鬼籠野字西分 336-1	62.80	1963
		西分団地		62.80	
		西分団地		62.80	
	河口団地	河口団地	阿野字雨返 58-1	124.00	1966
	井ノ谷団地	井ノ谷団地1棟	阿野字井ノ谷 39-2	369.96	1979
		井ノ谷団地2棟		369.96	
		集会所		70.00	1974
	下地団地	下地団地1号	阿野字下地 170	313.44	1974
		下地団地2号		313.44	
		下地団地3号		313.44	
		下地団地4号		313.44	
		下地団地5号		313.44	
		集会所		50.00	
		下地団地6号		261.20	1975
		下地団地7号		216.72	1977
		下地団地8号		108.36	
		共同作業所		101.56	
	齒ノ辻団地	齒ノ辻団地 1 号	阿野字齒ノ辻 156-1	144.08	1966
	高瀬団地	高瀬団地 A 棟	阿野字齒ノ辻 374	1,120.21	1987
高瀬団地 B 棟		阿野字齒ノ辻 397-1	1,120.21	1988	
集会所		阿野字齒ノ辻 460-4	69.72		

図表 5-9:公営住宅の整備状況と基本方針(つづき)

類型	種別	項目	基本的な方針
公営住宅	公営住宅	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕を行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	老朽化の進んだ住宅については、更新時に耐震化を図る。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕を行っていき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	老朽化の進んだ住宅については住宅需要を考慮し、建替え、廃止を検討する。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し、中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

⑩ 公園

図表 5-10:公園の整備状況と基本方針(建物系)

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
公園	農村ふれあい公園	管理棟兼直売所	神領字西上角 237-1	96.00	-
		水車小屋		9.00	1994

類型	種別	項目	基本的な方針
公園	公園	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新等を実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し適切な時期に修繕等を行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	必要に応じ耐震化を図る。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検により劣化状況、危険度を把握し適切な時期に修繕等を行っていき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	現在統合や廃止といった検討は行っていない。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

⑪ 供給処理施設

図表 5-11:供給処理施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
供給処理施設	一般廃棄物処理施設	環境センター	阿野字南倉目 19-1	904.49	1995
		処理施設		61.75	
		リサイクルセンター		216.34	2000

類型	種別	項目	基本的な方針
供給処理施設	供給処理施設	①点検・診断等の実施方針	施設管理者による日常点検を実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕を行う。しかし今後更新する際、当該施設は多額の更新費用や維持費、人件費等が見込まれることより、町営を廃止し、新たに民間委託や民間資本の活用を検討していく。
		③安全確保の実施方針	日常点検により把握した劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行っていき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	既に耐震済みである。
		⑤長寿命化の実施方針	長寿命化は実施しない。
		⑥統合や廃止の推進方針	現在、町内に 1 ヶ所しか存在しないため、統合の検討は行っていない。しかし、維持管理は民間委託や民間資本の活用を検討していく。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い、効果的に計画を推進する。

⑫ その他

図表 5-12: その他の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
その他	上分校舎 A	屋内運動場	上分字川又西 158	465.00	1976
		プール付属室		19.00	
		上分小学校		899.00	1983
		上分小学校		576.00	1972
	上分校舎 B	上分中学校	上分字川又南 255	1,604.00	1978
		上分中学校		570.00	1981
		上分中学校外便所		9.90	2010
	下分校舎	特別教室	下分字西寺 28	212.00	1949
		屋内運動場		622.00	1965
		下分小学校		1,556.00	1977
	左右内校舎	管理室	下分字鍋岩 168	429.00	1957
		屋内運動場		400.00	1979
		神山町左右内生活改善センター		144.88	-
	鬼籠野校舎	特別教室	鬼籠野字川東 119	272.00	1962
		倉庫		58.00	1993
		鬼籠野小学校		630.00	1975
		鬼籠野小学校		695.00	1979
		屋内運動場		701.00	1988
	鬼籠野園舎	鬼籠野園舎	鬼籠野字川東 119	198.00	1983
	鬼籠野一ノ坂校舎	鬼籠野小学校一ノ坂分校	鬼籠野字一ノ坂 514	269.00	1977
		鬼籠野幼稚園一ノ坂分園		31.00	1983
	阿川校舎	特別教室棟	阿野字地ノ平 132-2	267.00	1965
		屋内運動場		442.00	1965
屋内運動場付属建物(便所)		12.00		1966	
阿川小学校		1,421.00		1982	
阿川園舎		96.00		1983	
阿川園舎		80.00		1989	
広野校舎	広野校舎	阿野字広野 42	788.00	1970	
	広野校舎		793.00	1971	
	広野校舎		345.00	1998	
	屋内運動場		797.00	1991	

図表 5-12: その他の整備状況と基本方針(つづき)

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度
その他	神山町教職員住宅 今井団地	神山町教職員住宅 今井団地	下分字今井 124-1	120.10	1975
		神山町教職員住宅 今井団地		120.10	
		神山町教職員住宅 今井団地		120.10	
	大埜地多目的倉庫	倉庫	神領字大埜地 370	428.25	-
	神通滝公衆便所	神通滝公衆便所	上分字江田 1428-2	5.40	2002
	大中尾公衆便所	公衆便所	上分字大中尾 56	5.50	2014
	衛門三郎公衆便所	衛門三郎公衆便所	下分字地中 172	9.40	1979
	一本杉公衆便所	一本杉公衆便所	下分字城川内 2	3.60	1980
	鍋岩西公衆便所	公衆便所	下分字鍋岩 186-1	34.80	1997
	創造の森公衆便所	創造の森公衆便所	神領字西上角 239-1	15.30	1994
	雨乞の滝公衆便所	雨乞の滝公衆便所	神領字宇谷 179-4	13.10	1995
	柳水庵公衆便所	柳水庵公衆便所	阿野字松尾 790	6.16	1982
	長瀬公衆便所	長瀬公衆便所	阿野字長瀬 84-5	5.58	1987
	歯ノ辻公衆便所	歯ノ辻公衆便所	阿野字歯ノ辻 113	5.27	1987
	玉ヶ太尾公衆便所	玉ヶ太尾公衆便所	阿野字府中 322-1	6.00	1996
	高瀬公衆便所	公衆便所	阿野字歯ノ辻 401-1	27.39	2003
	本名公衆便所	本名公衆便所	阿野字137-12	9.14	2020
	松尾休憩所	松尾休憩所	阿野字松尾 787-2	13.30	2003

図表 5-12:その他の整備状況と基本方針(つづき)

類型	種別	項目	基本的な方針
その他	その他	①点検・診断等の実施方針	維持管理委託者による日常点検及び、保守点検業者による定期検査を併せて実施し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	日常点検及び適検査により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新などを実施する。
		③安全確保の実施方針	日常点検及び定期検査により把握した劣化状況、危険度を基に適切な時期に修繕を実施していき安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	老朽化の進んだ施設については、利用状況も考慮し、更新時に耐震化を図っていく。
		⑤長寿命化の実施方針	日常点検及び定期検査により劣化状況、危険度を把握し、適切な時期に修繕を実施していき長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	老朽化の進んだ施設については、利用状況も考慮し、建替え、廃止を検討する。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を管理者と担当部署が共有し中長期的な修繕計画の策定を行う。
		⑧計画推進体制の構築方針	管理者、担当部署で情報共有をしっかりと行い効果的に計画を推進する。

## 第2節 土木系公共施設

### ① 道路

図表 5-13:道路の整備状況と基本方針

区分	種別	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)
道路	1級町道	33,567	163,728
	2級町道	70,713	293,585
	その他の町道	395,609	1,315,165
	農道	10,079	36,510
	林道	114,858	324,177

類型	種別	項目	基本的な方針
道路	道路	①点検・診断等の実施方針	定期的にパトロールを行い、劣化状況や危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	パトロールにより把握した劣化状況や危険度を基に優先順位をつけ、優先度の高い路線から修繕、更新等を行うことで安全確保を図る。
		③安全確保の実施方針	パトロールにより把握した劣化状況や危険度を基に優先順位をつけ、優先度の高い路線から修繕、更新等を行うことで安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	該当なし。
		⑤長寿命化の実施方針	定期的なパトロールの結果を基に中長期的な修繕計画を策定する。
		⑥統合や廃止の推進方針	社会経済情勢の変化に応じて統合により効率化の図れる路線、必要性の少ない路線の廃止を検討する。
		⑦情報管理・共有の実施方針	パトロール結果及び修繕計画をデータベース化し、課長級会議で共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築方針	課長級会議等で修繕計画について協議を行い、修繕計画の見直しを図る。

② 橋りょう

図表 5-14:橋りょうの整備状況と基本方針

区分	種別	延長 (m)	面積 (㎡)
橋りょう	町道分	3,002	11,572
	林道分	151	697

類型	種別	項目	基本的な方針
橋りょう	橋りょう	①点検・診断等の実施方針	5年に1回の定期点検を実施し、劣化状況、危険度を判定している。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	定期点検の結果を基に優先順位をつけ、優先度の高いものから修繕、更新を行っていく。
		③安全確保の実施方針	定期点検の結果を基に優先順位をつけ、優先度の高いものから修繕、更新を行うことで安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	災害時に緊急車両の通行する橋りょう等、優先度の高い橋りょうから順次耐震化を図る。
		⑤長寿命化の実施方針	定期点検の結果を基に、橋りょう長寿命化計画を策定し定期的に見直しを図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	社会経済情勢の変化に応じて統合により効率化の図れる橋りょう、必要性のない橋りょうの廃止を検討する。
		⑦情報管理・共有の実施方針	橋りょう長寿命化計画について町のホームページで公開する。
		⑧計画推進体制の構築方針	課長級会議等で修繕計画について協議を行い、修繕計画の見直しを図る。

### 第3節 企業会計施設

#### ① 簡易水道施設

図表 5-15: 上水道会計(簡易水道)の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
上水道施設(簡易水道)	旧中津ポンプ室	旧中津ポンプ室	神領字中津 206-5	33.70	1970
	青井夫加圧場	青井夫加圧場加圧ポンプ室	神領字東青井夫 287-2、389	29.20	1990
	水道資材置き場 (旧不燃物処理センター)	水道資材置き場 (旧不燃物処理センター)	神領字大埜地 324	104.00	1997
	中央簡易水道配水池	滅菌室、電気室、配水池	神領字北 452-4	1,847.00	2014
	中央簡易水道水源地	電気室	神領字谷 452-3	1.00	2014
	中央簡易水道上角配水池	配水池	神領字西上角 401-5	440.00	2014
	中央簡易水道	管理本館	神領字北 452-9 地先	43.40	-
	広野簡易水道	管理室	阿野字雨返 2-1、2-2、2-3	70.00	1981
	方子、臼嶽 簡易給水施設ポンプ場	送水ポンプ室 (第2送水ポンプ室)	阿野字臼嶽 199	12.00	1986
	二ノ宮簡易水道	滅菌室	阿野字二ノ宮 93-4	4.53	1990
	阿川東部 簡易水道滅菌施設用地	送水ポンプ室(阿川)	阿野字井ノ谷 52-1	5.12	1999
	広野東部水源地	広野東部簡易水道 ポンプ室	阿野字歯ノ辻 175-2	29.00	2003
	広野ろ過施設	ろ過施設	阿野字広野 60-2	198.36	2019
ポンプ室		35.25			

区分	管種別	延長 (m)
水道管	導水管	7,608
	送水管	36,224
	配水管	94,777

図表 5-15: 上水道会計(簡易水道)の整備状況と基本方針(つづき)

類型	種別	項目	基本的な方針
簡易水道施設	簡易水道施設	①点検・診断等の実施方針	対象施設の点検、診断方法を検討し、劣化状況、危険度を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度を基に適切に修繕、更新を行う。
		③安全確保の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度から優先順位をつけて修繕等を実施することにより安全確保を図る。
		④耐震化の実施方針	災害時のライフライン確保のため各施設の耐震化を図る。
		⑤長寿命化の実施方針	点検により把握した劣化状況、危険度から優先順位をつけ、適切に修繕などを実施することにより長寿命化を図る。
		⑥統合や廃止の推進方針	社会情勢の変化により大幅な給水人口の減少等が生じた場合は、適切な規模への統合、廃止を進めコスト縮減を図る。
		⑦情報管理・共有の実施方針	点検結果や修繕計画をデータベース化し、課長級会議等で情報の共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築方針	課長級会議等で修繕計画について協議を行い、修繕計画の見直しを図る。

## 第6章 おわりに

### 第1節 本計画のまとめ

本計画にて、建物系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設の将来の更新費用や投資的経費が明らかになり、将来の財政運営を行う上での検討課題が浮かんできた。

第3章2節で述べたように、神山町が保有する公共施設等の将来の更新費用の推計が777.3億円、また1年あたりの整備額(更新にかかる費用)が19.4億円と試算された。過去5ヶ年度の公共施設にかかる投資的経費と比較すると、年平均約9.6億円であるため、現状の公共施設にかかる投資的経費の約2.0倍となる。(毎年約9.8億円の不足が見込まれる。)この課題に対して、基金の取り崩しや地方債の発行および施設等の適正配置や適正管理を行い、財源不足を賄っていく必要がある。

建物系公共施設については、老朽化が進んでいる施設が多く、将来の利用者予測などを取り入れ、適正な配置を行い、コスト削減を図る必要がある。

土木系公共施設については、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、コスト削減を図る必要がある。

企業会計施設については、将来の利用者を予測し、計画的な整備事業を効率的に行い、諸経費の節減に努める必要がある。

全体的にこれらの見直しを計画的かつ継続的に行い、持続していく必要がある。

### 第2節 今後の課題

本計画において、公共施設等を総合的に考えることは出来たが、個別の施設において利用者の意見が反映されていない。このことより、公共施設マネジメントを実現するためには、住民などの利用者の意識が反映されるべき点である。具体的には、利用者アンケートなどを実施し、利用者の意見を反映した、個別施設計画を策定・更新する必要がある。

このような反省点をふまえ、個別施設計画では、住民など利用者の意識を加味した計画策定を進めることとする。





神山町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月 発行

令和 4 年 3 月 改訂

企画・発行：徳島県名西郡神山町総務課

〒771-3395

徳島県名西郡神山町神領字本野間 100

TEL 088-676-1111

FAX 088-676-1100